

論文 Article

## 長門国府・国分寺を中心とした軒瓦の様相

妹尾周三<sup>1</sup>

### Aspect of Eaves Tiles Focusing on Nagato Provincial Headquarters and Kokubunji Provincial Temple

Shusou SEO<sup>1</sup>

**要旨：**瓦は、古代の遺跡から出土する考古資料のなかで最も普遍的な遺物であり、同時に多くの歴史事象を引き出せる遺物でもある。氏寺では、地方においても早くから主要な堂塔に瓦が葺かれたが、一方で奈良時代に至っても国々の国衙が直接に維持管理する施設への導入と展開は、その国がおかれていた状況によって大きく異なると考えられる。

筆者は、これまで古代安芸国のあり方を論じてきたが、これとの比較のため、同じ山陽道に属する古代長門国の国庁・駅家・国分寺などと推定される遺跡から出土した軒瓦を中心に、瓦当文様とともに製作技法の検討を行った。

その結果、瓦当文様は時間の経過とともに型式変化が生じるが、製作技法は一貫して当初のものが続いており、しかも国庁など地方官衙での使用が先行し、その後、国分寺に供給されているのである。このため、官営工房（国衙工房）が国分寺創建以前から設けられていた安芸国と同様に、長門国においてもこうした工房に属する造瓦工人らが瓦生産に携わっていたことが考えられた。

また併せて周防国府出土の軒瓦について検討したところ、瓦当文様と製作技法に長門国庁などとの共通点が多く、当初はこの国衙工房から一時的に造瓦工人を派遣した可能性が推定された。

**キーワード：**長門国、軒瓦、地方官衙、国分寺、国衙工房

**Abstract:** Roof tiles are considered to be the most universal relics among archeological data unearthed at ancient ruins, and they also offer much historical event information. For Ujidera, the clan's temple, tiles were introduced and used for its cloistered units from early on in the region. However, for the facilities directly maintained by the provincial government office, it is considered that the timing of the introduction and development of the tiles varied widely based on the state of its government even in the Nara period.

I have been discussing the state of the ancient Aki-koku up to this point; however, for comparison we analyzed eaves tile end piece designs and fabrication techniques of the eaves tiles unearthed from relics identified as being from the ancient Nagato-koku provincial office, posting stations, and Kokubunji provincial temple, which all belong to the same San'yo-dō.

As a result, different type of eaves tile end piece designs have been found over different periods of time; however, similar fabrication techniques are consistently used from the beginning. In addition, eaves tile end pieces were introduced to the provincial office earlier and then to the Kokubunji provincial temple. For this reason, it is presumed that in Nagato-koku, as it is for the Aki-koku, tile makers who belonged to the provincial government office workshops were producing tiles.

I also studied the eaves tiles unearthed in the Suou-koku, and it is estimated that tile makers were dispatched from the provincial government office workshops of Nagato to this province for a certain period of time as many similarities have been found in the eaves tile end piece design and its fabrication technique between these two regions.

**Keywords:** eaves tiles, Kokubunji provincial temple, local government officers, Nagato-koku, provincial government office workshops

1 東広島市教育委員会：Higashihiroshima City Board of Education

## I. はじめに

本州最西端に位置する古代の長門国は、山口県の北東部から西部を占めており、この国の国府と国分寺は南西の豊浦郡（下関市）に置かれていた（図1）。

これらの遺跡から出土する奈良時代の瓦研究は、昭和の初めに三友国五郎が行ったものが嚆矢である（三友、1938）。彼は当時、地元で保管されていた軒瓦をすべて長門国分寺出土とし、なかでも本稿の分類による長門国府域軒丸瓦Ⅲ類を「中房のくぼんでいる事、外縁帯の退化している事等から奈良朝後期のもの」（東大寺式系軒丸瓦）と考えた。また軒平瓦は2種に分け、長門国府域軒平瓦ⅣA類を「一見して新羅統一時代の華麗を偲ぶことが出来る（後略）」（新羅系軒平瓦）とし、長門国府域軒平瓦ⅣB類は「同系統のものではあるが、（中略）表現が稚拙である。その線にも優雅さは認められない。伸び伸びした感じもなく、同じ調子で終始している（後略）」ことから、前者よりも後出すると捉えたのである。その後は資料的制約のなかで長らく系統だった検討は行われなかったが、住宅の建て替えなどに伴う発掘調査が始まった昭和の終わり頃から研究が活発化し、甲元真之や亀田修一、また水島稔夫らもこの三友の考え方を踏襲していく（北九州市立歴史博物館、1975；下関市教育委員会、1977；亀田、

1990・2004；水島、1997ほか）。

ところが中野孝之は、それまで出土していた軒瓦の一部を、大宰府を中心に広がる老司式系瓦や鴻臚館式系瓦との関係で考え（中野、1975）、高橋章は東大寺式系とされてきた軒丸瓦（長門国府域軒丸瓦Ⅲ類）まで含めて鴻臚館式系瓦の範疇で捉えた（高橋、1983）。そして、高橋美久二が三友の検討以来注目されてきた軒瓦の組み合わせ（長門国府域軒丸瓦Ⅲ類と軒平瓦ⅣA・ⅣB類）を長門国府系古瓦として位置づけ、軒丸瓦の瓦当文様は東大寺式瓦ではなく、鴻臚館式瓦の影響下で作られたと想定したのである（高橋、1991）。また石松好雄もこの高橋の考え方を追認し、こうした軒瓦が葺かれた国府や国分寺の造営には、西海道諸国と同様に大宰府の関与があったと説いている（石松、2003）。

このように、長門国府と国分寺から出土する奈良時代の瓦研究は行われてきたが、大半は軒瓦の文様論を中心とし、そこに地域間の政治的関係を見いだそうとしたものである。しかし、瓦当文様自体にこうした意味や背景があったとは考えにくいのではないだろうか。このことを明確にするためには、まず文様意匠とともに製作技法などを含めた系統的な分析を行わなければならない。そして、この生産に携わった造瓦工人

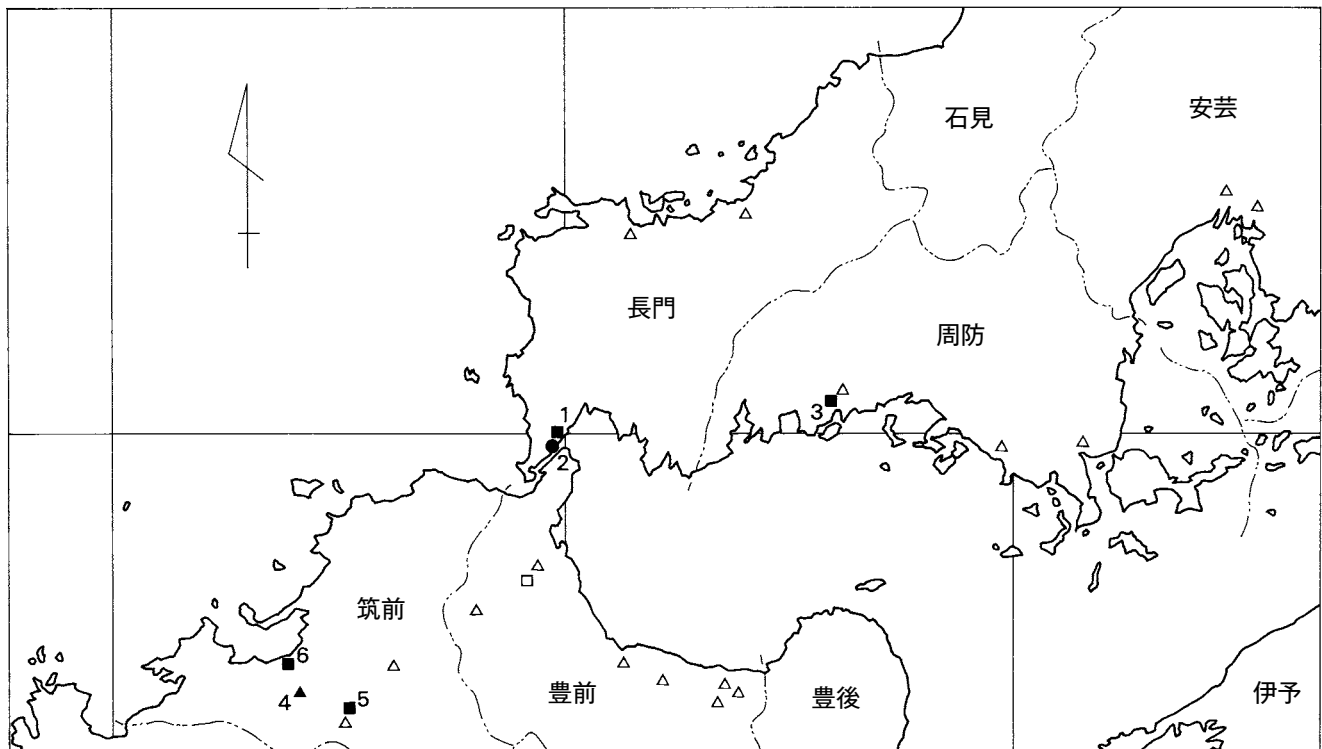


図1 長門国府・国分寺を中心とした遺跡位置図（1：1,500,000）

1：長門国府・国分寺・鑄銭所 2：前田茶臼山遺跡 3：周防国府・国分寺 4：三宅廃寺 5：太宰府政庁・観世音寺 6：太宰府鴻臚館  
（□はその他の国府，△はその他の寺院）

らが、その国の有力氏族（郡領層）や国衙機構によってどのように掌握され、製品の生産と供給がなされていたかを明らかにするなどの検討が必要と考えられる（上原，1998ほか）。またこの国においては、東大寺式系軒丸瓦や新羅系軒平瓦，さらには大宰府系古瓦（小田，1977）などと呼ばれる様式名称に引きずられてきた軒瓦の組み合わせを再構築しなければならない。

本稿は、長門国府と国分寺などから出土した奈良時代の軒丸瓦と軒平瓦の全体像を把握し、併せて瓦当文様が類似する周防国府出土の軒瓦とともに系統的な整理を行う<sup>1)</sup>。そして、周辺地域を含めた類似資料との比較から、これらの変遷と組み合わせ、また造瓦工人（集団）の動向を明らかにし、この国の国衙機構が直

接維持管理した地方官衙（国庁・駅家など）や国分寺の創建と整備について考えようとするものである。

## II. 長門・周防国府域出土の軒瓦

### 1. 長門国府域出土の軒瓦

長門国府は、山口県下関市長府（下関市街地の北東約6.5km）に所在する。国府域は東が瀬戸内海西端の周防灘に面し、南北と西の三方は丘陵に囲まれた狭隘な砂礫台地があてられ、中枢施設である国庁はその中央東側（海寄り）、現在は忌宮神社や長府図書館などが建ち並ぶ宮の内地区が有力視されている。また国分寺は、国庁北西の国分寺地区で金堂基壇など断片的な遺構が検出されており、その西に広がる山麓傾斜面に

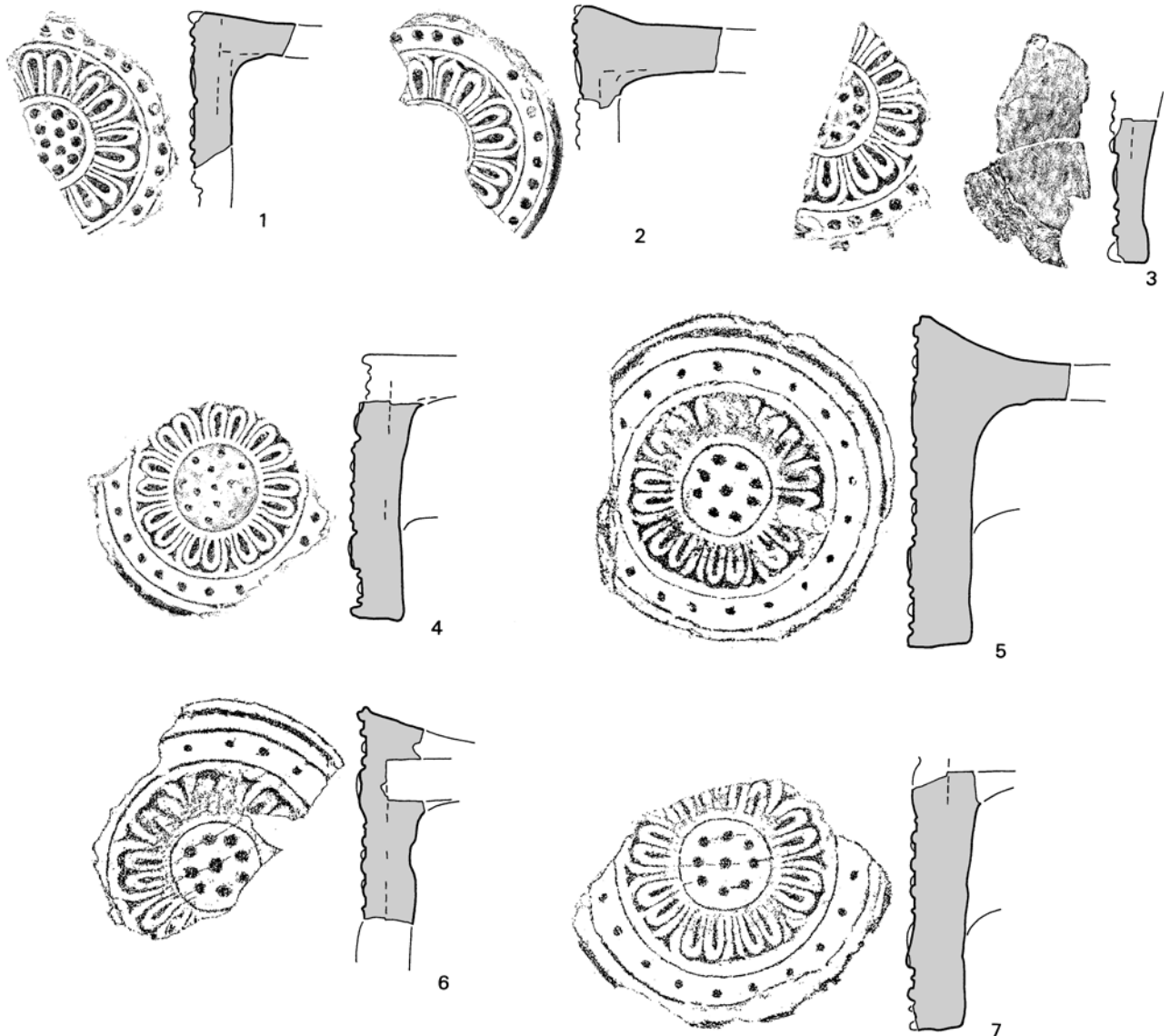


図2 長門国府城出土軒丸瓦実測図（1：4）

1～3：軒丸瓦Ⅰ類 4：軒丸瓦Ⅱ類 5～7：軒丸瓦Ⅲ類

は長門鑄銭所<sup>2)</sup>が置かれていたと考えられているのである(水島, 1997; 中原, 2004 ほか)。

しかし、国府域のなかに点在するこれらの遺跡(施設)は、さまざまな制約から正確な位置や範囲が確認されておらず、遺構と遺物の対応関係も明確ではない。そこで、本稿ではこの遺跡群を包括する名称、すなわち「長門国府域」を軒瓦の各類型の頭に冠して呼ぶことにしよう。

### (1) 長門国府域出土の軒丸瓦

軒丸瓦は、次の3類型(3種)に分けることができる(図2-1~7, 表1)。

#### ○長門国府域軒丸瓦Ⅰ類(1~3)

国分寺地区・下安養寺地区(下関市教育委員会, 1982), 亀の甲地区(下関市教育委員会, 2003)などで出土。水島稔夫の分類(以下、「水島分類」と呼ぶ。)による軒丸瓦A1・A2類にあたる(水島, 1997)。

8葉の複弁蓮華文軒丸瓦。凹圏線で囲まれた低い凸中房上には粒の大きな蓮子が1+4+10に配置されている<sup>3)</sup>。蓮弁の盛り上がりは弱い。外区の珠文は31個が圏線間に並ぶと考えられる。外縁は丸くおさめた素文縁で、側面には柵型痕が認められる。瓦当部は範型に粘土を1cm程度押し込んで瓦当面を作り、裏面上縁に沿って厚さ2cm前後の先端無加工の丸瓦を立て、残る部分に粘土を充填するとともに、丸瓦の凹面側には補強粘土を貼り付けている。瓦当厚は2cm前後で、側面は縦位のナデ、中央が膨らむ瓦当裏面は不定方向のナデを施しているが、3の裏面下半には幅約1.5cm、高さ0.4cmの低い土手状をなす突帯が認められる。焼成は土師質と堅緻な須恵質のものがある<sup>4)</sup>。

#### ○長門国府域軒丸瓦Ⅱ類(4)

宮の内地区(下関市教育委員会, 2001), 川端地区(下関市教育委員会, 2011)などで出土。

8葉の複弁蓮華文軒丸瓦。蓮弁と間弁は盛り上がり、突出した凸中房上には蓮子が1+4+8に配置される。外区の珠文は24個が圏線間に並ぶと考えられる。外縁は細く丸い素文縁である。範は外縁の外側までで、側面には縦位のケズリを施すが、柵型痕も認められる。瓦当部は範型に粘土を1.5cm程度押し込んで瓦当面を作り、裏面上半には厚さ2.5cmの先端無加工の丸瓦を立て、残る部分に粘土を充填するとともに、丸瓦の凹面側には補強粘土を貼り付けている。瓦当厚は2.8cm、裏面は不定方向のナデとケズリで、焼成は堅緻な須恵質である。

#### ○長門国府域軒丸瓦Ⅲ類(5~7)

大半の調査区で見られ、軒丸瓦のなかでは出土点数が最も多い。甲元真之の分類(以下、「甲元分類」と

呼ぶ。)による軒丸瓦A類(下関市教育委員会, 1977), 水島分類の軒丸瓦B1・B2・C類にあたり、これまで東大寺式系軒丸瓦と呼ばれてきた。

8葉の複弁蓮華文軒丸瓦。蓮弁と間弁は盛り上がるが、凹中房は細い圏線で囲まれ、そのなかに蓮子が1+8に配置される。外区の珠文は圏線間に20個並び、外縁は丸みを帯びた細い素文縁である。範は外縁の外側までで、側面には縦位の強いケズリやナデを施すが、柵型痕も認められる。瓦当部は範型に粘土を1.5cm程度押し込んで瓦当面を作り、裏面は外縁から離れた位置に厚さ1.8cmの先端無加工の丸瓦を立て、残る部分に粘土を充当するとともに、丸瓦の凹面側には補強粘土を貼り付けている。瓦当厚は3cm前後、瓦当裏面はナデやケズリ、丸瓦凸面には縦位のケズリが認められる。範傷の著しいものが大半を占めるが、なかには範型の摩耗が進んでいるために蓮弁や間弁が不明瞭で、同文異範品かと思間違うような個体も存在する。焼成は土師質と須恵質のものがある。

### (2) 長門国府域出土の軒平瓦

軒平瓦は、次の4類型(5種)に分けることができる(図3-8~16, 表2)。

#### ○長門国府域軒平瓦Ⅰ類(8・9)

亀の甲地区(中野, 1975), 国分寺地区(神鋼興産株式会社・下関市教育委員会, 1988)から出土。

均整唐草文もどきの軒平瓦(奈良国立文化財研究所・奈良市教育委員会, 1996)。波状に伸びる唐草の茎は波頂部どうしの間隔が狭いが上下に大きく振れ、遊離した2葉の大支葉が中央付近から左右に分かれて流れると考えられる。中心飾りはない。上外区には珠文を並べるが、下外区に凸鋸歯文帯を設けたIa類(8)と、この部分を切り落として瓦当厚を縮めたIb類(9)が存在する。瓦当部は範型に粘土を押し込んで瓦当面を作り、裏面に厚さ2.5~3cmの平瓦を接合するとともに、下端に顎を貼り付けており、その形状は段顎と推定される。顎部と凹面の瓦当寄りには横位のケズリ、側面もケズリを施し、焼成は堅緻な須恵質である。

#### ○長門国府域軒平瓦Ⅱ類(10)

宮の内地区から1点出土したと伝わる(中野, 1975)。

均整唐草文軒平瓦。中心飾の無軸三葉形文は上方に巻き込む蔓で囲み、左右に伸びる唐草は4回反転すると考えられる。上外区は楕円形珠文、下外区には凸鋸歯文が並ぶ。顎は段顎で、焼成について報告者は「白黄色で概して柔らかい感じがする」と述べているが、資料の所在がつかめず詳細は不明。

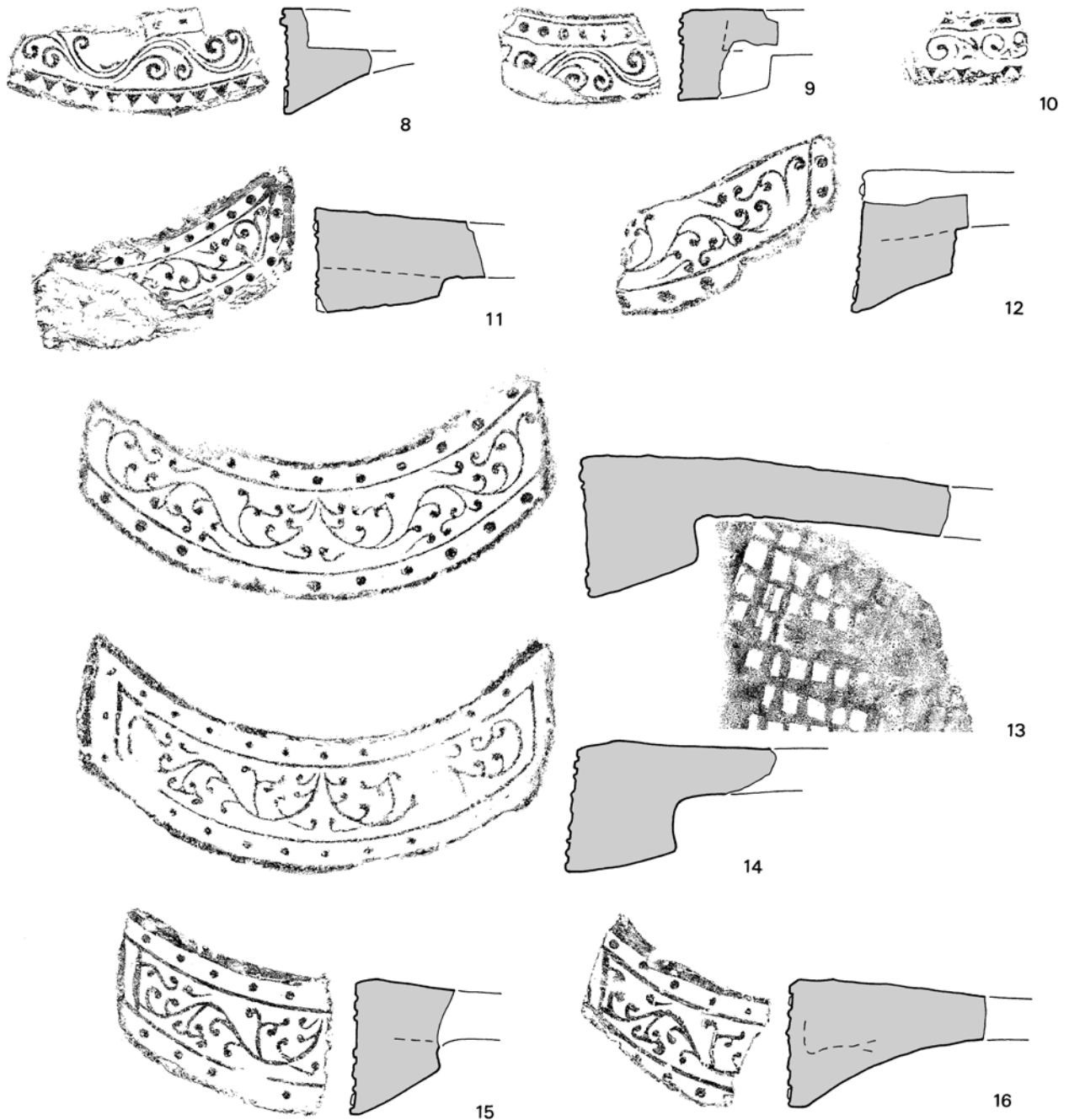


図3 長門国府域出土軒平瓦実測図(1:4)

8:軒平瓦I類 9:軒平瓦I b類 10:軒平瓦II類 11:軒平瓦III類 12:軒平瓦IV Aa類 13:軒平瓦IV Ab類 14:軒平瓦IV Ba類  
15・16:軒平瓦IV Bb類

○長門国府域軒平瓦III類(11)

宮の内地区(中野, 1975), 安養寺地区<sup>5)</sup>から出土。  
均整唐草文軒平瓦。中心飾りはなく, 中央で山形に分岐すると考えられる唐草の茎は左右に3回反転して伸び, 大・小支葉や蔓の先端は珠文状に大きく膨らむ。外区と脇区には粒の大きな珠文を密に並べ, 他の破片からすると上外区と脇区の間には杏仁形珠文を置く。平瓦部は厚さ3cm前後の粘土板一枚作り。顎は凸面に粘土板を貼り付けた段顎で, 横位のケズリやナデ

によって整形するが, 長さは5~6cmと7~8cmの2種類が存在する。凹面の瓦当寄りには横位のケズリ, 凹面の両側縁は面取り, 側面もケズリによる。焼成は土師質と堅緻な須恵質のものがある。

○長門国府域軒平瓦IV A類(12・13)

大半の調査区で見られ, 軒平瓦のなかでは最も出土点数が多い。甲元分類の軒平瓦A類, 水島分類の軒平瓦B・C 1・C 2類にあたり, 新羅系軒平瓦と呼ばれてきた。

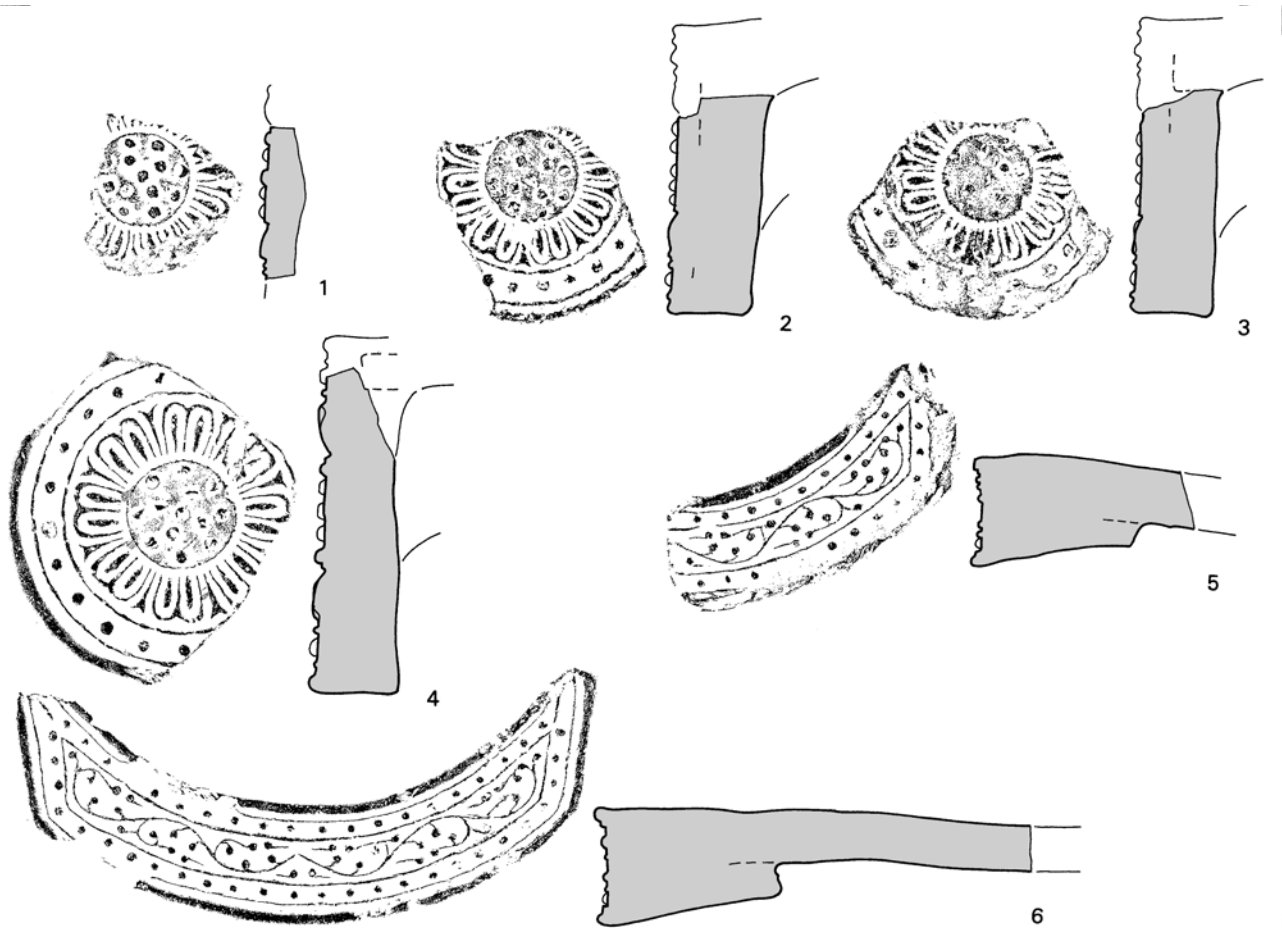


図4 周防国府域出土軒丸瓦・軒平瓦実測図(1:4)

1~3: 軒丸瓦 I A 類 4: 軒丸瓦 I B 類 5・6: 軒平瓦 I 類

均整唐草文軒平瓦。瓦当文様はⅢ類と類似するが唐草文が施された内区は広く、上下外区の珠文も間隔が広い。脇区にも珠文を並べるⅣ A a 類(12)と、脇区を切り落として瓦当幅を縮めたⅣ A b 類(13)が存在し、後者が大半を占める。平瓦部は厚さ2.5~3cmの粘土板一枚作り。顎は凸面に粘土板を貼り付けた段顎で、横位のケズリやナデによって整形するが、長さは5~8cmと差が大きい。凹面の瓦当寄りには横位のケズリ、側面もケズリで、凸面には格子目タタキ痕が認められる。焼成は土師質と須恵質のものがある。

#### ○長門国府域軒平瓦Ⅳ B 類(14~16)

大半の調査区から出土。Ⅳ A 類に次いで点数が多く、甲元分類の軒平瓦 B・C・D 類、水島分類の軒平瓦 D 1・E・F 類にあたる。

均整唐草文軒平瓦。Ⅳ A 類を模倣したものだが、中央で山形に分岐する唐草の茎は上端が広く離れた「ハ」字状をなし、第2単位の下方向と第3単位の上方向から外方に伸びる小支葉を欠落するなど、瓦当文様の型式変化が進んでいる。小さな珠文を外区と脇区に並べるⅣ B a 類(14)と、脇区を切り落として瓦当幅を縮め、

第3単位の唐草と重複するかたちで縦位の界線を新たに追刻したⅣ B b 類(15・16)が存在する。後者は唐草が太く範傷も目立つものが多い。平瓦部は厚さ3cm前後の粘土板一枚作り。顎は凸面に粘土板を貼り付けた段顎で長さは5.5~7cmだが、後者のなかには顎の形状を曲線顎とし、下外区の珠文帯の一部を削り落とした個体(16)も認められる。凹面の瓦当寄りには横位のケズリ、側面もケズリで、凸面には格子目タタキ痕が残るが、曲線顎の整形は縦位のケズリによる。焼成は土師質と須恵質のものがある。

#### 2. 周防国府域出土の軒瓦

周防国府は、山口県防府市の市街地東半に広がっており、三坂圭治がわが国で初めて国府域8町四方と国庁域2町四方を推定した官衙遺跡として著名である(三坂, 1933)。これまでこの国府域においては、国分寺の創建に先行する奈良時代の瓦は認められなかった。しかし、近年では、国庁域北方の草園地区(国府第77・112次調査区)や北東に約1.3km離れた多々良山塊東端の調査区(旧天田遺跡, 国府第150次調査区)で瓦がまとまって出土しはじめており、国府域の範囲

表1 軒丸瓦計測表

類 型	瓦当幅	内 区					外 区		瓦当厚
		径	中 房			弁数	珠文数	外縁形状	
			径	形状	蓮子数				
長門国府域軒丸瓦Ⅰ類	(15.6)	(12.0)	(5.2)	凸形	1 + 4 + 10	F 8	31	素文縁	2.0
長門国府域軒丸瓦Ⅱ類	(15.2)	(10.6)	5.4	凸形	1 + 4 + 8	F 8	24	素文縁	2.8
長門国府域軒丸瓦Ⅲ類	18.8	13.6	5.6	凹形	1 + 8	F 8	20	素文縁	3.0
周防国府域軒丸瓦ⅠA類	(15.6)	(10.8)	5.0	凸形	1 + 4 + 8	F 8	24	素文縁	4.0
周防国府域軒丸瓦ⅠB類	(18.8)	12.6	6.0	凸形	1 + 4 + 8	F 8	21	素文縁	4.0
前田茶白山遺跡Ⅰ類	18.8	13.6	5.6	凹形	1 + 8	F 8	20	素文縁	3.0

注：カッコは復元数値，Fは複弁蓮華文

(cm)

拡大も行われている（防府市教育委員会，2005・06ほか）。なお，軒瓦の各類型については長門国府と同様な理由から、「周防国府域」をその頭に冠して呼ぶ。

### (1) 周防国府域出土の軒丸瓦

軒丸瓦は，次の1類型（2種）が出土している（図4-1～4，表1）。

#### ○周防国府域軒丸瓦ⅠA類（1～3）

国府第77・112次調査区（草園地区）と2003 - B調査区（旧天田遺跡）・国府第150次調査区から出土。

8葉の複弁蓮華文軒丸瓦。蓮弁と間弁は盛り上がるが凸中房は低く，蓮子は1 + 4 + 8に配置される。外区の珠文は24個が圏線間に並ぶと考えられる。外縁は細く丸い素文縁である。範は外縁の外側までで，側面には縦位のナデやケズリを施すが，枷型痕も認められる。瓦当部は範型に粘土を1cm程度押し込んで瓦当面を作り，裏面上半に厚さ1.5cm前後の先端無加工の丸瓦を立て，残る部分に粘土を充填するとともに，丸瓦の凹面側には補強粘土を貼り付けている。瓦当厚は4cm前後と厚く，裏面はケズリの後に不定方向のナデを施す。焼成は土師質と須恵質のものがある。

#### ○周防国府域軒丸瓦ⅠB類（4）

国府第150次調査区から1点出土。

ⅠA類よりも瓦当径が一回り大きな8葉の複弁蓮華文軒丸瓦。蓮弁と間弁は盛り上がるが凸中房は低く，蓮子は1 + 4 + 8に配置される。外区の珠文は圏線間に21個が並ぶと考えられ，外縁は丸くおさめた太い素文縁である。範は外縁の外側までで，側面は縦位のナデを施すが，枷型痕も認められる。瓦当部は範型に粘土を1.5cm程度押し込んで瓦当面を作り，裏面上半に厚さ2cm前後の先端無加工の丸瓦を立て，残る部分に粘土を充填するとともに，丸瓦の凹面側には補

強粘土を貼り付けている。瓦当厚は4cmと厚く，瓦当裏面にはナデを施す。焼成は土師質である。

### (2) 周防国府域出土の軒平瓦

軒平瓦は1類型（1種）である（図4-5・6，表2）。

#### ○周防国府域軒平瓦Ⅰ類（5・6）

国府第77次調査区（草園地区）と国府第150次調査区（旧天田遺跡）から出土。

均整唐草文軒平瓦。中心飾りはなく，中央で山形に分岐した唐草の茎は波状に伸び，支葉や蔓の巻き込みは弱い先端は珠文状に膨らむ。外区と脇区に小さな珠文を並べ，上外区と脇区の間には杏仁形珠文を置く。平瓦部は厚さ2.5cm前後の粘土板一枚作り。顎は凸面に粘土板を貼り付けた段顎で，横位のケズリやナデによって整形しており，長さは8～9cmである。凹面の瓦当寄りには横位のナデ，稜線部分は2.5～3.5cm幅のケズリ，側面もケズリによる。凸面はケズリだが，一部に平行タタキ痕が残る。焼成はすべて堅緻な須恵質である。

## Ⅲ. 瓦当文様の系列とその変化

このように，長門国府域出土の軒瓦は，軒丸瓦が3類型（3種），軒平瓦が4類型（5種），周防国府域出土のものは軒丸瓦が1類型（2種），軒平瓦が1類型（1種）に分類できる。そこで，まずは瓦当文様と製作技法の特徴に基づいて，これらの文様系列とその変化を考えてみよう。

### 1. 軒丸瓦の文様系列と変化

長門・周防両国府域出土の軒丸瓦は，いずれも類似した8葉の複弁蓮華文だが，蓮弁と間弁の状態は長門国府域軒丸瓦Ⅰ類（図2-1～3）が平板的なのに対し，長門国府域軒丸瓦Ⅱ類（図2-4）は盛り上がり，外区

表2 軒平瓦計測表

類 型	瓦 当 面										類 部		
	瓦当幅	高さ	内 区			外 区		脇 区		上外区 脇区間	形状	長さ	厚さ
			幅	高さ	文様	上外区	下外区	右脇区	左脇区				
長門国府域軒平瓦Ⅰa類		6.6		3.6	均整もどき	珠文	凸鋸齒			—	段		
長門国府域軒平瓦Ⅰb類		5.6		3.6	均整もどき	珠文	—			—	段	5.8	2.1
長門国府域軒平瓦Ⅱ類		4.6		2.5	均整	楕円珠文	凸鋸齒			—	段		
長門国府域軒平瓦Ⅲ類		6.6		3	均整	珠文	珠文	珠文	珠文	杏仁形	段	5.0~6.0 7.0~8.0	1.4
長門国府域軒平瓦ⅣAa類		(8.6)		5.3	均整	珠文	珠文	4	(4)	—	段	6.1	2.8
長門国府域軒平瓦ⅣAb類	30.1	8.6	30.1	5.3	均整	11	10	—	—	—	段	5.0~8.0	2.8
長門国府域軒平瓦ⅣBa類	30.6	7.8	26.6	4.1	均整	11	11	3	3	—	段	5.5~7.0	3.3
長門国府域軒平瓦ⅣBb類(段)	(27.0)	8.4	(23.8)	4.1	均整	11	11	—	—	—	段	5.5~7.0	1.4~3.6
長門国府域軒平瓦ⅣBb類(曲)	(27.0)	7.8	(23.8)	4.1	均整	11	11	—	—	—	曲	—	—
周防国府域軒平瓦Ⅰ類	30.9	6.2	29	2.6	均整	20	18	4	4	杏仁形	段	8.0~9.0	1.2~1.8
前田茶白山遺跡軒平瓦ⅠA類	27.0	6.3	23.4	2.6	均整	20	(17)	4	4	杏仁形	段	8.0	2.6
前田茶白山遺跡軒平瓦ⅠB類	28.6	6.9	25.2	2.2	均整	15	12	4	3	杏仁形	段	8.0	2.4
前田茶白山遺跡軒平瓦Ⅱ類	(27.0)	8.4	(23.8)	4.1	均整	11	11	—	—	—	段	5.5~7.0	3.3

注：カッコは復元数値，空欄は不明，「—」は該当なし，外区・脇区の数字は珠文数，段は段額，曲は曲線額 (cm)

の珠文帯は前者が31個，後者は24個が並ぶという違いがうかがえる。また周防国府域軒丸瓦ⅠA類・ⅠB類(図4-1~4)も凸中房だが，上面は蓮弁や間弁の頂部よりも低いために凹中房状に見え，外区の珠文帯は前者が24個，後者は21個が圏線に囲まれて並ぶ。しかし，中房の蓮子が二重にめぐりこれらが，蓮子が一重の長門国府域軒丸瓦Ⅲ類(図2-5~7)よりも先行して葺かれたと考えられる。

こうした文様意匠の特徴から，後述するように長門国府域軒丸瓦Ⅰ類は老司Ⅰ式軒丸瓦275A，長門国府域軒丸瓦Ⅱ類と周防国府域軒丸瓦ⅠA類・ⅠB類は鴻臚館Ⅰ式軒丸瓦223aを祖型として創作された瓦当文様と捉えられる<sup>6)</sup>。長門国府域軒丸瓦Ⅰ類と老司Ⅰ式軒丸瓦275Aの主な違いは，蓮子の周環や外縁にめぐり凸鋸齒文帯の有無だが，それはこの国において後者の瓦当文様を受容し，新たな範型を作る際に生じた型式変化といえよう。瓦当径の小型化も要因の一つにあげられる。

長門国府域軒丸瓦Ⅱ類は，「大宰府政庁第Ⅱ期(8世紀初頭)の建物に使用されたもの(鴻臚館Ⅰ式軒丸瓦223a)と同範になるものであることは誤りないものとみられる」(カッコ内は筆者注)と説かれてきた(石松，2003ほか)。しかし，両者の瓦当文様を比

較するとその構成は同じだが，配置に微妙なずれが認められる。また内区径に占める中房径の比率も後者は45.9%だが，前者は52.4%と大きなことから，これらは同範品ではなく同文異範品と捉えられる<sup>7)</sup>。

周防国府域軒丸瓦ⅠA類は，盛り上がる蓮弁や間弁よりも凸中房の方が低いために中房は窪んで見え，瓦当部の厚みも増大するなど鴻臚館Ⅰ式軒丸瓦223aとはいくつかの違いが認められる。このため，この軒丸瓦は223aを直接模倣したのではなく，長門国府域軒丸瓦Ⅱ類を介して型式変化した文様意匠が周防に伝わったと推定されよう。また周防国府域軒丸瓦ⅠB類は軒丸瓦ⅠA類よりも瓦当径が大きく，外区の珠文帯も21個並ぶなど，鴻臚館Ⅰ式軒丸瓦223Lとの類似点が多い。しかし，文様構成や凸中房が窪んで見えるなど，その状態は軒丸瓦ⅠA類と一致しており，作範時にこの意匠を取り入れたことが考えられる。

一方，長門国府域軒丸瓦Ⅲ類は，国府域のなかで最も出土量が多いものである。文様意匠が似ていることから，これまで多くの人たちによって東大寺式系軒丸瓦と呼ばれてきた。祖型とされる平城宮・京の東大寺式軒丸瓦6235にはA~Q種が存在し，その中のD~H・K・Ma種が主に奈良市の東大寺旧境内地から出土するが(岡本，1976；奈良国立文化財研究所・奈



良市教育委員会, 1996), 三友国五郎が昭和の初めほどの種を想定したかは明らかでない(三友, 1938)。しかし, これらはいずれも8葉の複弁蓮華文で, 中房は圏線で囲まれた凹中房, 蓮弁と間弁は盛り上がる。また外区に珠文帯が並び, 外縁は丸くおさめた素文縁であるなど, 文様構成に類似点が認められることもその根拠になったと推測される。

ところが, この軒丸瓦のなかで典型例とされる6235 Fは, 蓮弁と間弁の基部が凹中房を囲む圏線にまで達しており, 間弁の形状はヤシ科樹林の地図記号状をなしている。また何よりも凹中房のなかに配置された蓮子は1+6で, 外区には16個の珠文帯が並んでいるのである。蓮子が1+8, 外区の珠文帯が20個を数える長門国府域軒丸瓦Ⅲ類とは意匠的にも異なるものといえよう。同一系譜に連なる軒丸瓦においては, 当初の意匠に基づいて新たな範型が作られ始めると, 中房の蓮子数や外区の珠文数は次第に減少していく傾向にあることはよく知られている。しかし, 反対にこれらの数が大きく増加することは少なく, 型式学的にも起こりにくい。

したがって, 両者の間には文様に共通点も見受けられるが, 細部において多くの違いが認められるのである。このため, 長門国府域軒丸瓦Ⅲ類は東大寺系軒丸瓦の系譜下にあると捉えるよりも, むしろこの国府域のなかで先行する軒丸瓦, すなわち長門国府域軒丸瓦Ⅱ類を直接の祖型と考えた方がよいのではないだろうか。軒丸瓦Ⅱ類は文様構成全体からうかがえる印象が軒丸瓦Ⅲ類と似通っており, 型式学的にもこの意匠を原型として後者の瓦当文様が創作されたといえるのである。

## 2. 軒平瓦の文様系列と変化

### (1) 長門国府域軒平瓦Ⅰ類の位置づけ

新羅系と呼ばれてきた軒平瓦が大半を占める長門国府域において, 軒平瓦Ⅰ類(図3-8・9)と軒平瓦Ⅱ類(図3-10)は特異な存在である。

このうち長門国府域軒平瓦Ⅰ類の製作技法, とくに瓦当部について注目すると, 段顎となる粘土板を平瓦の凸面に貼り付け, 広端面に範型を押し付けて瓦当面を作るという普遍的な技法とは異なる。範型に粘土を押し込んで瓦当面を作り, 裏面に平瓦を接合するとともに, 凸面側に段顎となる粘土板を貼り付けることで成形しているのである。こうした技法は「包み込み技法」と呼ばれ<sup>8)</sup>, 朝鮮半島の新羅においては一般的な製作技法とされている(亀田, 1994; 上原, 1995)。畿内以西では奈良県山村廃寺(岩戸・堀, 2009)をはじめとして, 和歌山県上野廃寺(和歌山県教育委員

会, 1986)・神野々廃寺(橋本市教育委員会, 1977), 香川県開法寺跡(蓮本, 1995), 広島県宮の前廃寺(福山市教育委員会, 1977)・伝吉田寺跡(妹尾, 1998), 鳥取県斎尾廃寺(佐藤, 2009), 福岡県城の原廃寺(九州歴史資料館, 1981)などの寺院において7世紀末~8世紀中葉に見られる。またこの系譜は, 宮の前廃寺が所在する備後南部など一部の地域を除き, 遅くとも8世紀後半までには途切れてしまい, 以後, 継続することはない。

しかし, 大宰府史跡では軒瓦第4段階(第Ⅱ期後半), すなわち8世紀末頃から大宰府政庁を中心にこの技法によって作られた軒平瓦が出現する。先の一群とは別系譜で朝鮮半島から伝えられたと考えられており, 次の軒瓦第5段階(第Ⅱ期終末~第Ⅲ期)にかけて生産され続けた(栗原, 1999)。この時期, 大宰府政庁における包み込み技法の出現率は98%以上を占めるといふ(九州歴史資料館, 2002)。また瓦当文様はそれまでのものに比べるといずれも型式変化が進んでいるのである。これらは模骨によらない桶枠を利用した「粘土板円筒桶作り」によって生産されており, 9世紀に入ると大宰府管下の西海道諸国に広がっていく(梶原, 2000)。

こうしたことから, 長門国府域軒平瓦Ⅰ類は「老司Ⅰ式(軒平瓦560A)の文様をかなり忠実に踏襲している」(カッコ内は筆者注)と説かれているが(石松, 2003), この考え方を素直に受け入れることはできない。老司Ⅰ式軒平瓦560Aの偏向唐草文からは大きく逸脱し, 型式変化も著しく進んでいる。またなかには下外区の凸鋸歯文帯を整形段階で切り落とし, 瓦当面の高さを縮めるものが見受けられるなど, 基本的な文様構成を無視した個体も存在するのである。これらは出土資料が少なくいずれも小破片のために, 模骨を用いない粘土板円筒桶作りによって生産されたものかどうかは明らかにできなかった。しかし, このような製作技法によって瓦当部を作り出していることからすると, 軒平瓦Ⅰ類は奈良時代の所産ではなく, 大宰府域からの影響を受け, 9世紀以後に生産されたものと考えてよい。以下では奈良時代の軒瓦を検討対象とする本稿からは除外しよう。

### (2) 2系列に分かれた軒平瓦

さて, 長門国府域出土の新羅系軒平瓦のなかで, 瓦当面に端正な均整唐草文が描かれているのは軒平瓦Ⅲ類(図3-11)と軒平瓦ⅣA類(図3-12・13)である。これらの唐草文は文様構成が細部に至るまで似通っているが, 内区の大きさに規制された唐草文様の展開状態と外区に並ぶ珠文帯の間隔, そして上外区と脇区の

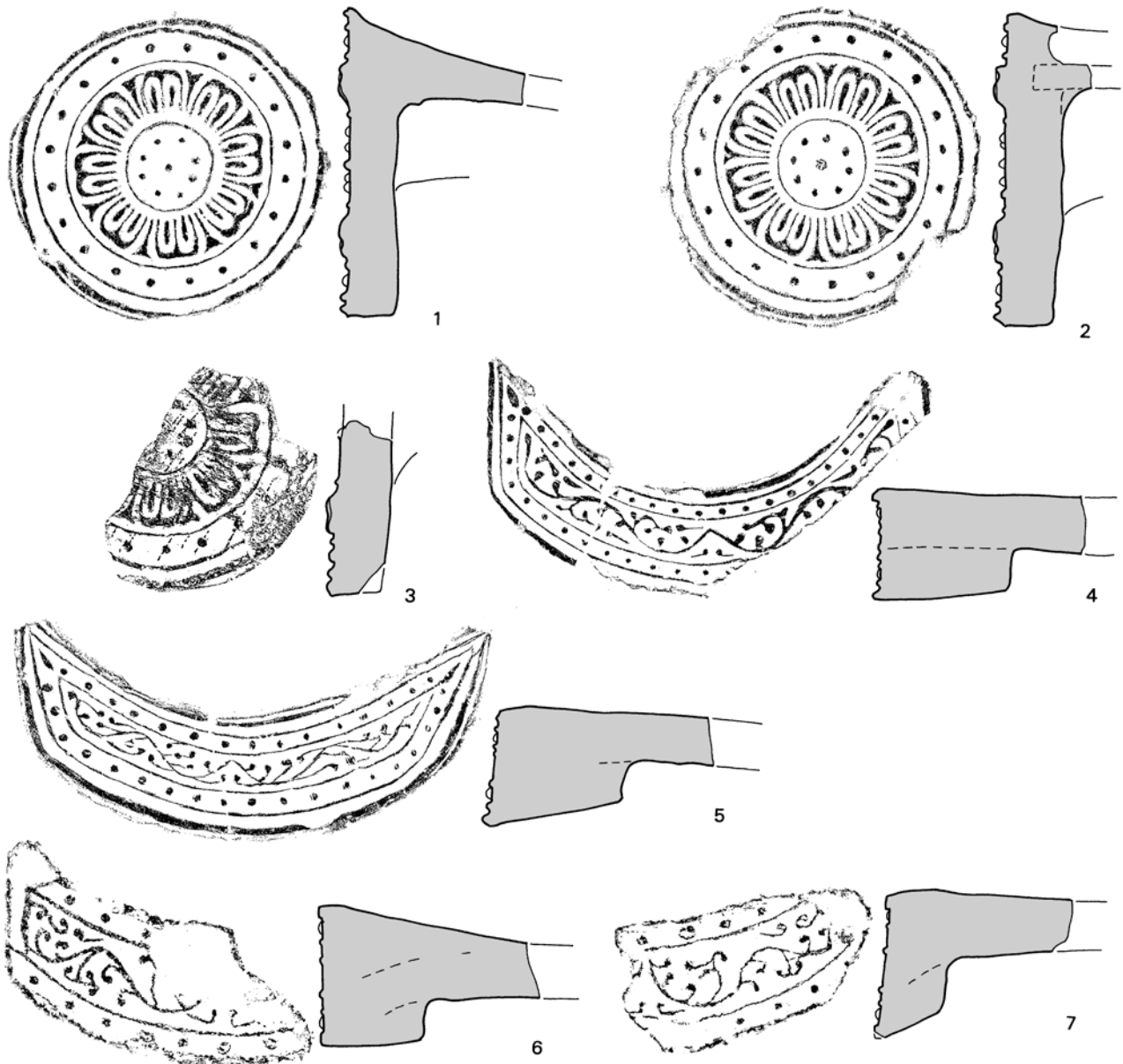


図5 前田茶臼山遺跡出土軒丸瓦・軒平瓦実測図(1:4)

1~3: 軒丸瓦Ⅰ類 4: 軒平瓦ⅠA類 5: 軒平瓦ⅠB類 6・7: 軒平瓦Ⅱ類

間に施される杏仁形珠文の有無に違いを認めることができる。

#### ・A系列の軒平瓦

このうち長門国府域軒平瓦Ⅲ類(図3-11)は、狭い内区の中に端正な均整唐草文を施し、外区に並ぶ珠文帯は粒が大きく間隔が狭いととも、上外区と脇区の間には杏仁形珠文を入れるという特徴をもつ。長門国府域でこの系譜を引き、同様な文様構成をとる軒平瓦はこのⅠ類型(1種)のみだが、そこから南に約3km離れた前田茶臼山遺跡(下関市前田一丁目)においても同様な瓦当文様の軒平瓦が存在するのである<sup>9)</sup>(山口県教育委員会, 2003)。

この遺跡から出土した奈良時代の軒平瓦は、2類型

(3種)に分けられる(図5-4~7, 表2)。軒平瓦ⅠA類(4, 報告書のC類)と軒平瓦ⅠB類(5, 報告書のB類)が長門国府域軒平瓦Ⅲ類の系譜を引くもので、軒平瓦Ⅱ類(6・7, 報告書のA類)は長門国府域軒平瓦ⅣBb類と同範である。前二者と長門国府域軒平瓦Ⅲ類の瓦当文様を比較すると、軒平瓦ⅠA類の唐草文は曲線を基調とするものの、支葉や蔓は短く粗い。また軒平瓦ⅠB類はこれらの直線化が著しく、双方ともに唐草文様の型式変化は相当進行している。そして外区の珠文数に注目すると、軒平瓦ⅠA類は上外区に20個、下外区には17個が並ぶのに対して、軒平瓦ⅠB類は上外区に15個、下外区には12個と減少しており、文様の変化をより明確に捉えることができる。

さらに、周防国府域からも長門国府域軒平瓦Ⅲ類の系譜を引く軒平瓦が1類型(1種)出土している。それは周防国府域軒平瓦Ⅰ類(図4-5・6)で、瓦当文様を比べると唐草文の支葉や蔓は細く、一部は曲線から直線へと変化している。また外区の珠文は粒が小さく数も減少していることが推定され、前者を原型としてこの軒平瓦Ⅰ類は作範されたと考えられるのである。以下では、これらのグループをA系列の軒平瓦と呼ぼう。

#### ・B系列の軒平瓦

一方、長門国府域軒平瓦ⅣA類(図3-12・13)は、A系列の軒平瓦よりも内区が広く、そのなかに優雅な均整唐草文を施したものである。外区の珠文帯は粒が大きく間隔も広いが、この類型には珠文を並べた脇区をもつ軒平瓦ⅣA a類(12)と、その部位のない軒平瓦ⅣA b類(13)が存在する。しかし、後者は瓦当文様が途切れる位置や瓦当側面の整形状態からすると、平瓦の広端部凸面に段顎となる粘土板を貼り付けて范型を押圧した後、乾燥を経て個別に脇区が切り落されたのではない。作範後の早い段階で脇区を切断し、瓦当幅を縮めた范型を利用することで生産された可能性が考えられるのである。出土点数は後者が圧倒的に多い。

続いて長門国府域軒平瓦ⅣB類(図3-14~16)は、軒平瓦ⅣA類と比較すると、内区に施された均整唐草文の一部に巻き込み方向の違いや欠落が見られ、三友国五郎が説いたように大・小支葉や蔓の形状も型式変化が進んでいるという特徴が認められることから、後出するものといえる(三友, 1938)。上下外区に並ぶ珠文帯の間隔は変わらないが、粒は小さい。この類型には脇区をもつ軒平瓦ⅣB a類(14)と、その部位がなく、内側に縦位の界線を入れた軒平瓦ⅣB b類(15・16)が存在する。しかし、後者には唐草が太く范傷も目立つものが多く、両者の間には一定の時間差を想定する必要がある。瓦当側面の成形状態などによると、軒平瓦ⅣA b類と同様に范型自体を切断するとともに、内側に新たな縦位の界線が追刻されたと考えられる。なお、後者の資料は大半がそれまでと同じ段顎に仕上げられているが、顎部を強く削ることによってこれを曲線顎に作り、下外区の珠文帯の一部をも削り落とした個体(16)が出土している。

ところで、軒平瓦ⅣB a類の文様意匠は、脇区をもたない軒平瓦ⅣA b類を直接の祖型としたわけではない。この部位を切断する以前の瓦当文様、すなわち先行して生産された軒平瓦ⅣA a類を意図して作範されたと考えられる。また脇区をもたない軒平瓦ⅣA b類

と、脇区をもつ軒平瓦ⅣB a類の瓦当幅がともに30cm前後と共通することから、後者は同一の建物において葺き替えなどに使われた可能性が推測される。軒平瓦Ⅳ類の瓦当文様はA類からB類へと変化したと考えられるが、これらをさらに細かく見ると、軒平瓦ⅣA a類(脇区有, 段顎)→軒平瓦ⅣA b類(脇区無, 段顎)→軒平瓦ⅣB a類(脇区有, 段顎)→軒平瓦ⅣB b類(脇区再刻, 段顎)→軒平瓦ⅣB b類(脇区再刻, 曲線顎)という5段階の変遷をうかがうことができるのである。以下では、これらの一群をB系列の軒平瓦と呼ぼう。

#### Ⅳ. 軒瓦の組み合わせと造瓦工人の動向

ここまで、長門国府域と周防国府域などから出土した軒丸瓦と軒平瓦の文様系列やその変化を考えてきた。次はこの結果に基づいて、両者の組み合わせやこれらを生産した工人(集団)について検討する。

##### 1. 長門第Ⅰ期の軒瓦

長門第Ⅰ期は、長門国府域軒丸瓦Ⅰ類・Ⅱ類と長門国府域軒平瓦Ⅲ類、すなわち大宰府系の軒丸瓦にA系列の軒平瓦が組み合せて葺かれたと推定される段階である。資料が実見できなかった長門国府域軒平瓦Ⅱ類の詳細は明らかでないが、これらに伴う可能性が高い。また周防国府域軒丸瓦ⅠA類・ⅠB類と周防国府域軒平瓦Ⅰ類、前田茶臼山遺跡軒丸瓦Ⅰ類の大半(范傷の無いもの)と前田茶臼山遺跡軒平瓦ⅠA類・ⅠB類もこの期に併行するものと考えられる。

長門国府域軒丸瓦Ⅰ類の祖型は、大宰府観世音寺の創建瓦として8世紀初頭頃から福岡市南区の老司瓦窯などで生産された老司Ⅰ式軒丸瓦275Aに求められるが(小田, 1977ほか)、この瓦当文様を細部に至るまで完全に模倣しているわけではない。蓮子の周囲にめぐる周環や外縁の凸鋸歯文帯などを欠いているため、その時期は観世音寺の創建期までかきのぼるとは考えにくいのである。

ところが、この軒丸瓦Ⅰ類の瓦当部と丸瓦部の接合方法は、范型に粘土を押し込んで瓦当面を作り、裏面に先端無加工の丸瓦を立てる。そして、残る部分に粘土を充填するとともに丸瓦の凹面側には補強粘土を貼り付けており、枷型の使用も認められるのである。こうした製作技法は各地で見ることができ、「印籠つき法」と呼ばれるが(稲垣, 1970)、長門南部においては、国庁をはじめとした地方官衙に先行する寺院(氏寺)など瓦葺きの礎石建物が認められないことから、瓦の需要はなく造瓦工人も存在しなかったと考えられる<sup>10)</sup>。このため、新たな施設の造営にあっては他地域

から文様意匠とともに彼らを招聘し、もしくは造瓦技術の導入が行われたと推測されよう。

そこで、筑前に広がる老司Ⅰ式軒丸瓦 275 A のなかで、この軒丸瓦Ⅰ類と類似したものを探すと、福岡市南区の三宅廃寺において創建に用いられた軒丸瓦をその候補にあげることができる(福岡市教育委員会, 1979)。瓦当部と丸瓦部の接合方法は同じ先端無加工の丸瓦を用いた印籠つき法によるもので、瓦当裏面の下半には低い土手状の突帯をもつ個体と、それをもたない個体が混在するなど類似点が多い(図 6)<sup>11)</sup>。この範型は藤原宮式軒丸瓦を祖型とし、先述のように観世音寺の創建に際して早くに作られたものである。しかし、製作技法には後出する老司Ⅱ式軒丸瓦 275 B との共通点も認められ、範傷の増加や文様の摩耗状態などからすると、作範後、一定の時間が経過するなかで観世音寺の造瓦工人(集団)とは別の工人(集団)にこの範型がわたり、彼らが三宅廃寺の創建にあたって所用瓦を生産した可能性が考えられる<sup>12)</sup>。

長門国府域軒丸瓦Ⅱ類は、大宰府政庁第二期(九州歴史資料館 2002)や大宰府鴻臚館(筑紫館)第二期の建物(大庭, 2005 ほか)に葺かれた鴻臚館Ⅰ式軒丸瓦 223 a とは文様の配置に微妙な違いが認められ、内区径に占める中房径の割合も異なる。しかし、文様構成はもちろん、内区が盛り上がり、凸中房は蓮弁や間弁よりも突出するという特徴は酷似する。また軒平瓦Ⅱ類は、これらの施設に葺かれた鴻臚館Ⅰ式軒平瓦 635 と同範品の可能性が推定されているのである(中野, 1975; 石松, 2003)。

鴻臚館Ⅰ式軒丸瓦 223 a は、鴻臚館Ⅰ式軒平瓦 635 とともに平城宮・京における瓦編年の第Ⅰ-2 期、すなわち霊亀元年～養老 5 年(715～721)頃に流布した文様意匠を大宰府で取り込み、新たに作範されたと考えられており(岩永, 2009)、その後、筑前国分寺

の創建期までは大宰府域においてこの範型が使われた(石松, 1993 ほか)。筑前国分寺は西海道諸国のなかで最も早くに建立されたもので、その時期は天平 18 年～天平勝宝 8 年(746～756)の間でも比較的早い段階が想定されている(小田, 1999 ほか)。金堂の造営状況は明らかではないが、主要な伽藍建物の創建瓦は軒丸瓦 223 a と軒平瓦 635 に続く軒丸瓦 235 (32.6%) と軒平瓦 637 (27.8%) の組み合わせだが、前者の軒瓦もこれらに続いて一定量(15.9% と 17.8%) 出土しているのである(中村, 2008)。このことを示すように、後者のなかには長期の使用による範傷や文様の摩耗が著しい個体(軒丸瓦 223 b)が多い。また周防国府域軒丸瓦ⅠA類・ⅠB類はこの軒丸瓦 223 a を模倣した長門国府域軒丸瓦Ⅱ類を直接の原型として作範されたと考えられる。中房は突出するが周囲の蓮弁や間弁よりも低いため、凹中房状に見えるというように型式変化が進み、瓦当も厚みを大きく増しているが、瓦当部と丸瓦部の接合方法は長門国府域軒丸瓦Ⅰ類と同じ先端無加工の丸瓦を用いた印籠つき法で、枷型も使われている。

一方、長門国府域軒丸瓦Ⅰ類・Ⅱ類と組み合う長門国府域軒平瓦Ⅲ類は、先行する瓦当文様が長門国内はもちろん、周辺地域の寺院や地方官衙などにおいても見ることができない。またこの製作技法は、段顎や凸面の格子目タタキなど老司Ⅰ式軒平瓦 560 A との類似点もうかがわれるが、前者は粘土板一枚作りによって生産されており、粘土紐や粘土板の桶巻作りによる後者とは大きく異なるのである。しかし、中心飾りがなく、均整唐草文の茎が中央で山形に分岐するという独特の文様構成は、新羅(慶州付近)出土の軒平瓦のなかに見いだすことができ(山本, 1996 など)、こうした意匠を取り入れて長門国内で新たに創作されたものと考えられる。さらに周防国府域軒平瓦Ⅰ類はこの

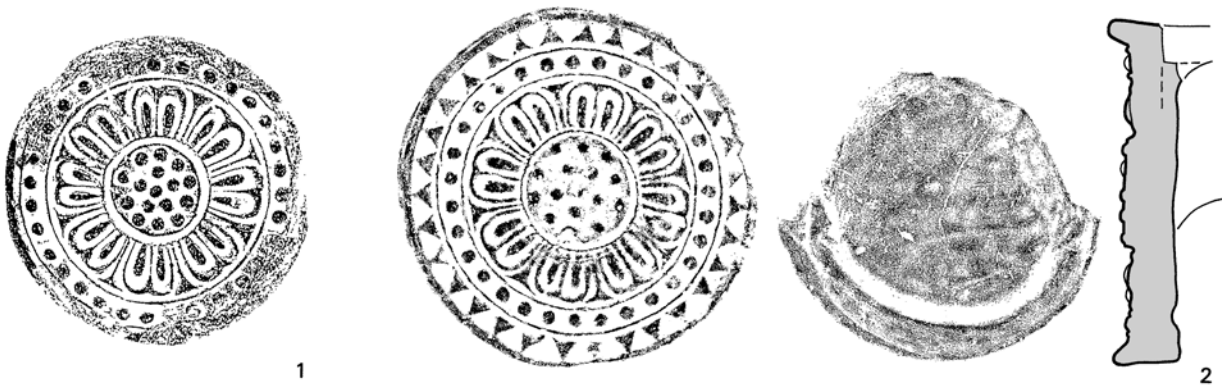


図 6 伝播した瓦当文様(1:4)

1: 長門国府軒丸瓦Ⅰ類の文様復元図 2: 三宅廃寺出土軒丸瓦実測図

系譜に連なる瓦当文様と、段顎をはじめとする製作技法に共通点が認められ、周防国府域軒丸瓦Ⅰ類とともに長門国から伝えられたと捉えられるのである。

ところで、次の第Ⅱ期において主体となる長門国府域軒丸瓦Ⅲ類は、範傷や文様の摩耗が著しいものが多いが、これと同範の前田茶白山遺跡軒丸瓦Ⅰ類は大半の個体に明確な範傷が認められないため、前者に先行して生産されたと考えられる。またこの軒丸瓦と組み合わせる軒平瓦は、長門国府域軒平瓦Ⅲ類を原型とした前田茶白山遺跡軒平瓦ⅠA類・ⅠB類である。両者の前後関係については既に述べたが、前田茶白山遺跡軒丸瓦Ⅰ類の瓦当文様には軒平瓦の型式変化に対応するような大きな違いを見いだすことができない。しかし、軒平瓦の焼成はⅠA類が瓦質、ⅠB類は須恵質に仕上げられており、軒丸瓦Ⅰ類にも瓦質と須恵質の製品が一定量存在することから、これらが相互に組み合わせられてきたと考えられるのである。

## 2. 長門第Ⅱ期の軒瓦

長門第Ⅱ期は、長門国府域軒丸瓦Ⅲ類と長門国府域軒平瓦Ⅳ類、すなわち前者にB系列の軒平瓦が組み合わせる段階である。長門国府域軒丸瓦Ⅲ類は前田茶白山遺跡軒丸瓦Ⅰ類の範型を用い、また長門国府域軒平瓦Ⅳ類の瓦当文様は新たに作範されるが、ともに先行する第Ⅰ期の製品と同じ製作技法によって生産されている。このうち、長門国府域軒平瓦Ⅳ類にはA・Bの2種が存在し、脇区の有無などから両者はともに一度の改範が行われている。しかし、これらと組み合わせる軒丸瓦は長門国府域軒丸瓦Ⅲ類が1種しか出土しておらず、同じ範型が長期間使用されたと考えられる。

ところが、前田茶白山遺跡では、範傷がほとんど認められない軒丸瓦Ⅰ類が大半を占めるが、これを除くと、同じⅠ類でもわずかだが長門国府域軒丸瓦Ⅲ類と胎土や焼成が類似するとともに、範傷が著しく、盛り上がる蓮弁や間弁が摩耗して文様が不明瞭になったものが存在する。また範型の傷み具合からすると、これと組み合わせる軒平瓦は唐草が太くなり、範傷も目立つ前田茶白山遺跡軒平瓦Ⅱ類が考えられる。この軒平瓦Ⅱ類は脇区がなく、内側に縦位の界線を追刻した長門国府域軒平瓦ⅣBb類(段顎)と同範で、しかも軒丸瓦と同様に両者の製作技法はもちろん、胎土や焼成も酷似するため、これらは同一の瓦工房(瓦屋)で生産し、双方の遺跡へ供給された製品と捉えられ、長門国府域においてもこの組み合わせが想定されるのである。

そこで、長門国府域軒丸瓦Ⅲ類(図2-5~7)を詳細に観察すると、製作技法に大きな変化は認められないが、瓦当面に生じた範傷や複弁蓮華文様の摩耗状態

によって大まかに次の3段階に分けることができる。

- ・第①段階…明確な範傷がいくつか生じたもの(図2-5)
- ・第②段階…範傷が著しく増加したもの(図2-7)
- ・第③段階…範傷と範型の摩耗がともに著しいもの(図2-6)

そして先に述べたように、第③段階の軒丸瓦は軒平瓦ⅣBb類と組み合わせることから、残る軒丸瓦は第①段階のものが軒平瓦ⅣAa類・ⅣAb類、第②段階のものが軒平瓦ⅣBa類とそれぞれ組み合わせると考えられるのである。軒平瓦の出土点数を見るとⅣAb類が最も多く、ⅣBa類がこれに続く。また軒丸瓦は明確な範傷がいくつか生じた第①段階の製品が最多で、範傷が著しく増加した第②段階の製品がこれに次いで多いことから、この組み合わせは妥当といえよう。

## V. 軒瓦から見た長門・周防両国の造瓦体制

長門国府域から出土した軒瓦は、これまでの検討から2期に大別することができた。

長門第Ⅰ期は、長門国分寺の創建期に先行する奈良時代前半、8世紀第2四半期に位置づけられる。遺構の詳細は不明だが、おそらく国府の中核施設、すなわち国庁の正殿を中心として、それまでの掘立柱建物が荘厳な瓦葺きの礎石建物へと整備された段階と推定される。大宰府系の軒丸瓦(軒丸瓦Ⅰ類・Ⅱ類)と新羅系の軒平瓦(軒平瓦Ⅲ類)の組み合わせが主体となりこれらの屋根に葺かれた。

大宰府系古瓦の西海道諸国への広がりについては、これまで大宰府とその国(国司ら)との間において政治的・文化的関係を背景とした直接的な伝播が想定されてきたが(田村・小田, 1970ほか)、近年の瓦研究では、これらは先行して各地の主要な在地寺院(氏寺)に伝わったことが明らかになった。そして、国庁や国分寺において大宰府系古瓦が葺かれたのは、その造営や整備に際して、氏寺の瓦工房(瓦屋)で作業に従事していた造瓦工人(集団)らを召集したことによると考えられている(梶原, 2000)。つまり、こうした瓦の広がりには氏寺の壇越(地域の有力氏族ら)と大宰府との関係が推定され、その国の国庁や国分寺への導入は二次的な波及によると捉えられるのである。

ところが、西海道諸国とは異なり、長門南部にはこの国の国衙が維持管理する国庁やその他の地方官衙に先行する奈良時代以前の寺院が存在しない。このため、大宰府系の軒丸瓦はこうした関係を介さず直接に国衙に導入されたと考えられるが、製作技法からすると、そこには大宰府の工房組織に属さずに生産活動を行っ

ていた近隣地域の造瓦集団と長門国衙との関係が想定できるのである。また新羅系の軒平瓦についてはその際に文様意匠が持ち込まれ、作範された可能性が高い。そして、国府域北西の安養寺地区から国分寺地区にかけてもこれらと同範で、しかも同じ製作技法による軒瓦が出土していることを勘案すると、長門鑄銭所の一部にも瓦葺きの礎石建物が設けられたと考えられる。鑄銭所推定地では平成22年(2010)の立会調査で和同開珎残欠、韃羽口、埴埜、鉦滓、木炭などの貨幣鑄造関連遺物とともに紀年名のある木簡が出土した。積文は「天平二年五<sup>〔三カ〕</sup>月四日主□<sup>〔典カ〕</sup> □部車万呂」(カッコ内は筆者注)と読まれている(濱崎, 2010)。『続日本紀』天平2年(730)3月丁酉(13日)条に見る鑄銭所の操業記事が裏付けられ、こうした建物の採用も8世紀第2四半期の比較的早い段階に行われたといえよう。

さらに前田茶臼山遺跡は、その立地などから古代山陽道の西端、関門海峡(穴門)を挟み対岸の豊前国社崎駅家と対峙する位置に設けられた駅館、臨門駅家の可能性が推定されている(福尾, 1951ほか)。範傷がほとんど認められない軒丸瓦Ⅰ類と軒平瓦ⅠA類・ⅠB類の瓦当文様は、先行する長門国庁や長門鑄銭所の軒丸瓦Ⅱ類と軒平瓦Ⅲ類が型式変化したものだが、製作技法はこれらと共通する。このため、前田茶臼山遺跡出土の軒瓦は、それまで国庁などに供給する製品の生産に携わっていた造瓦工人(集団)らが直接あつたと考えられるのである。

一方、周防国府域では、国庁推定域の北側に広がる草園地区と多々良山塊東端の調査区(旧天田遺跡など)でこの長門第Ⅰ期に併行する軒瓦が出土している。前者については今後の詳細な調査と検討が必要だが、その位置などから国庁の中核建物である正殿などに葺かれた軒瓦の一部と考えられる。また後者からは旧暦の2月と8月に孔子などの先聖先師(儒学者)を祀る儀式、「釋奠」と書かれた墨書土器をはじめとする遺物が出土しており(防府市教育委員会, 2005)、建物遺構は未検出だが、付近に学校(院)など国学を学ぶ教育施設が存在していたと推測されよう<sup>13)</sup>(弥永, 1988)。

両調査区から出土した軒瓦は同範で、軒丸瓦は1類型(2種)、軒平瓦は1類型(1種)に分けられるが、瓦当径の大きな軒丸瓦ⅠB類は単独で軒先を飾っていたとは考えにくい。主たる軒丸瓦と軒平瓦はともに1種と捉えてよく、双方の特徴からするとこれらは国庁などの主要な施設整備に際し、先行して整備が行われた長門国衙から文様意匠とともに造瓦技術が導入されたことと推定される。しかし、周防国府域ではその後、こ

の文様系譜や製作技法を引き継いだ軒瓦は見当たらず、周防国分寺の創建瓦もこれらとは別の製品が供給されているのである。このため、こうした状態は国庁など主要な施設を早急に整備する目的で、両国の国衙間において造瓦工人(集団)らの一時的な供与がなされた可能性を考えたい。なお、周防国分寺出土の瓦については別稿を検討しており、ここでは割愛する。

長門第Ⅱ期は、伽藍の堂塔に多量の瓦を必要とした長門国分寺の創建を画期とし、これに続く8世紀第3~4四半期をあてるが、将来的には前半と後半の2小期に細分する必要があるだろう。

国分寺の創建時期については、『続日本紀』天平勝宝8歳(756)12月己亥(20日)条に聖武天皇一周忌の法要に使う幡や緋綱を、長門を含む26カ国に配布したとある。角田文衛はこの記事を造営の遅延と推測し、多くの国分寺が未完成のために幡や緋綱をその国の国司に頒下して国府寺などで法要を行ったが、国分寺が完成した暁にはこれらを寺物とせよと解釈した(角田, 1996)。しかし、井上薫らは国分寺でこの法要を行い、その後に幡や緋綱を中央政府に返却しないでよいという意味に捉えたのである(井上, 1966)。この頃に長門を含む26カ国の国分寺では、法要が可能な施設と体制が整っていた可能性が高く(佐竹, 2003・11; 湊・亀田, 2006ほか)、紀年銘木簡が出土した安芸国分寺(藤岡・妹尾, 2011ほか)や但馬国分寺(今泉, 1998ほか)の事例からしても後者の説が有力視できよう。また長門国分寺の創建瓦は軒丸瓦Ⅲ類第①段階と軒平瓦ⅣA a類・ⅣA b類の組み合わせが考えられるが、この他に国府域の各調査区でもこれらと同範の軒丸瓦が出土することから、第Ⅱ期には国庁をはじめとする主要な官衙群も再整備が進められていったと推定されるのである。

軒丸瓦Ⅲ類は、前田茶臼山遺跡軒丸瓦Ⅰ類の範型を用いて生産されたものだが、軒平瓦ⅣA a類は軒平瓦Ⅲ類の瓦当文様を原型とし、長門国分寺所用瓦として新たに創作された。しかし、この軒平瓦ⅣA a類は国府域からは数点しか出土しておらず、作範後の早い段階で改範し、瓦当幅を縮めたⅣA b類が量産されたと考えられる。製作技法は先行する軒瓦との共通点が多く、この生産にはそれまでと同じ造瓦工人(集団)が携わったといえよう。また軒丸瓦Ⅲ類第②段階と軒平瓦ⅣB a類、軒丸瓦Ⅲ類第③段階と軒平瓦ⅣB b類の組み合わせは、これに続く国分寺の造営整備や主要な官衙施設の葺き替(差し替)え瓦と推定され、さらに後者の一部は臨門駅館の葺き替えにも供給されている。

したがって、長門国における国庁や駅館などの軒瓦



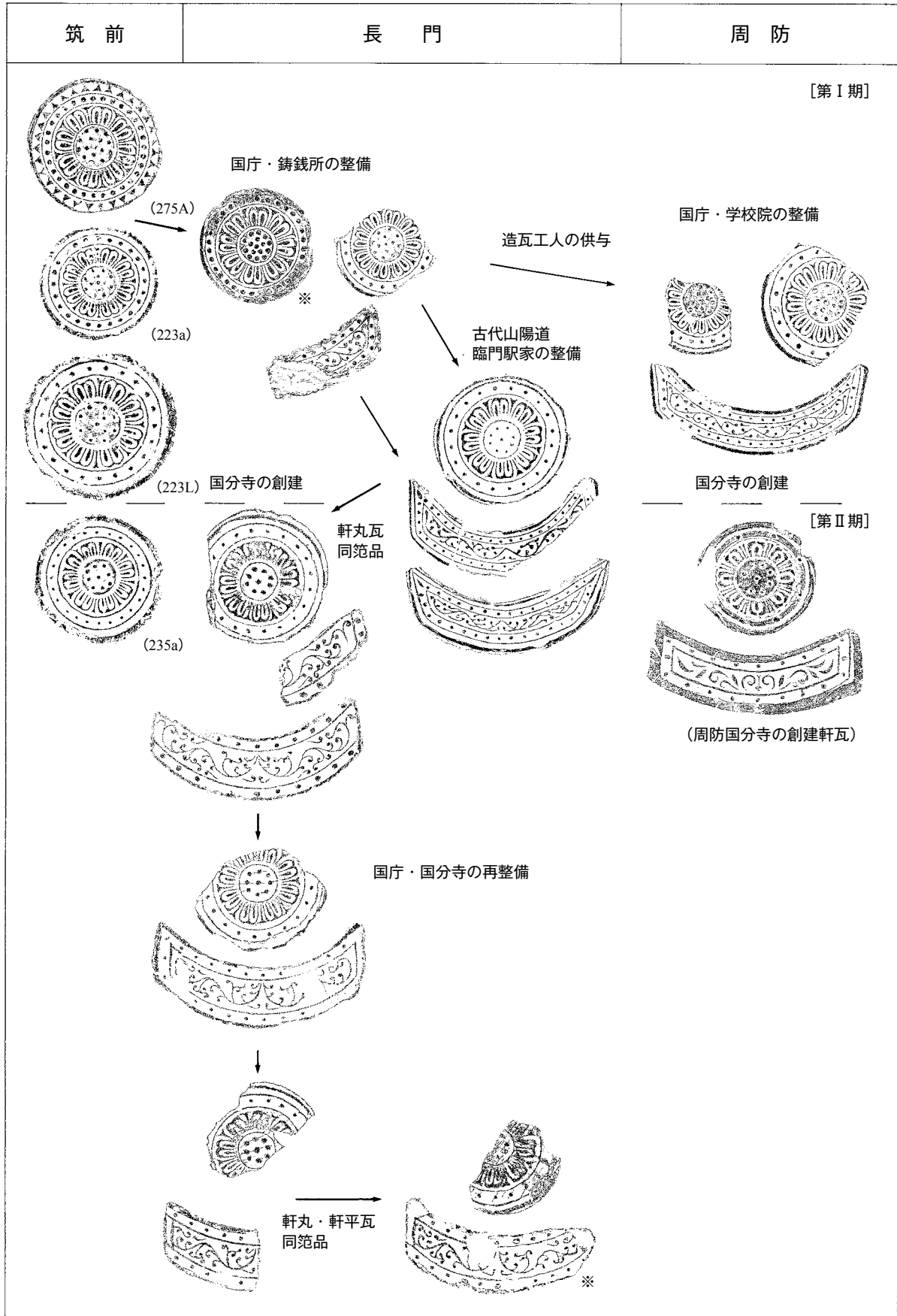


図7 長門国府・国分寺を中心とした軒瓦の変遷 (※合成図) (1:8)

には、このように同じ製作技法が一貫して認められることから、国分寺創建以前に国衙が編成し管理運営する直営の官営工房、すなわち国衙工房のなかに造瓦機構が設けられた可能性が高いのではないだろうか。そして、この工房（瓦屋）に属する造瓦工人（集団）が必要な瓦を生産し、供給していたと考えられる（浅香，1971）。また国分寺の創建やその後に進められた地方官衙の再整備においても国衙工房でこうした瓦生産が続けられたと推定され、そこにこの国の生産体制の特徴がうかがえるのである。

### VI. おわりに

本稿は、長門国府域に広がる国庁・鑄銭所・国分寺、そして近隣の古代山陽道の駅館、また併せて東の周防国府域に存在する国庁・学校（院）から出土した奈良時代の軒瓦について検討を加え、そこからこれらの整備状況を考えたものである。

その結果、長門国と周防国においては、国庁を中心とする主要な建物を瓦葺きの礎石建物に整備するため、8世紀第2四半期には国衙工房が設けられたと考えられるようになった。また長門国では、その後に行われた国分寺の創建や官衙の再整備に際してもこの生

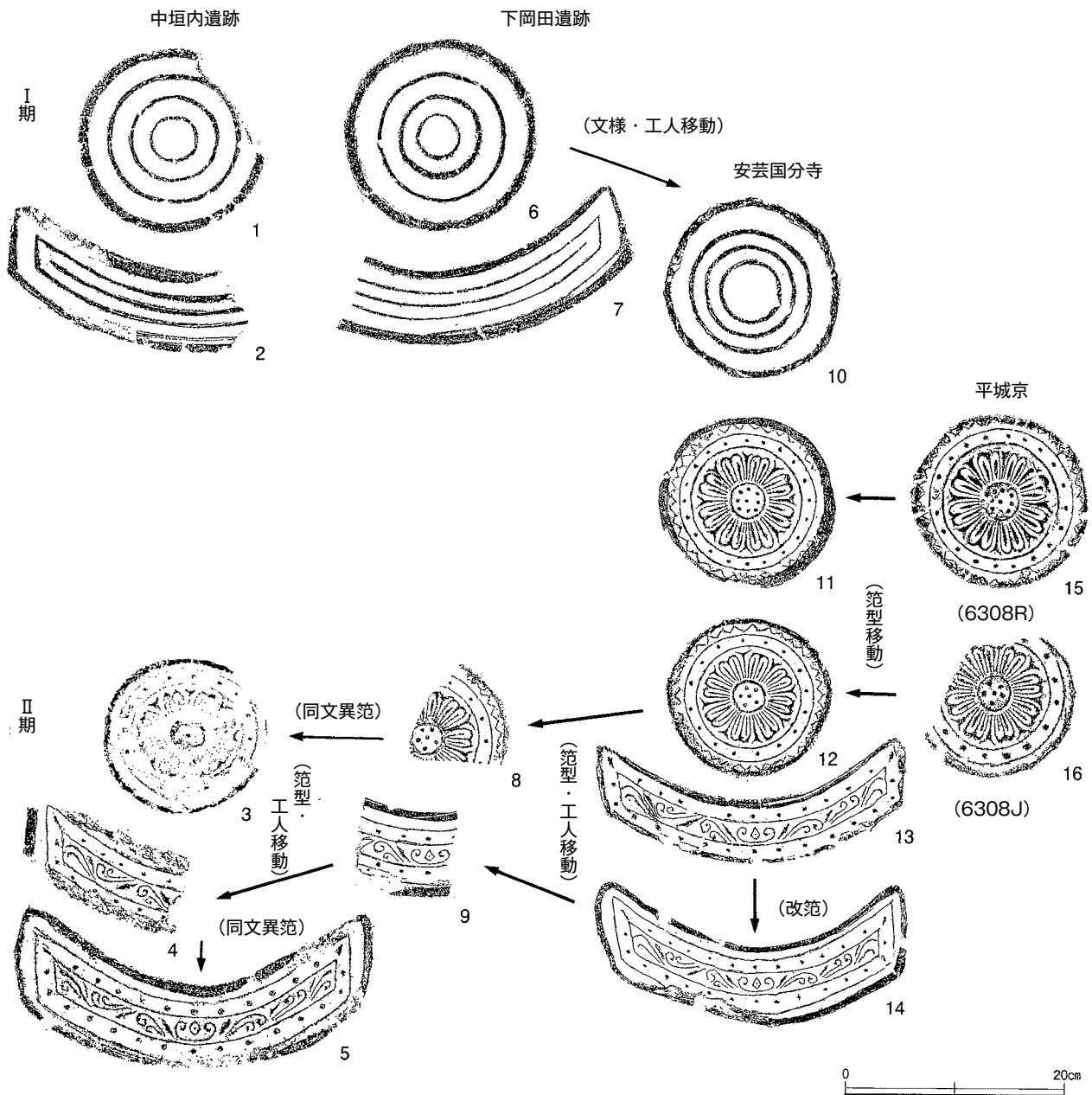


図8 安芸国における軒瓦の変遷（妹尾，2012）



産体制が維持されるが、周防国分寺の創建においては、それまでとは異なる新たな生産体制によって供給された可能性を推測したのである。

一般的に、諸国の国庁は8世紀半ば以降に成立し、8世紀後半ないしは9世紀に至って掘立柱建物から瓦葺きの礎石建物に建て替えられたと推測されている(山中, 1994; 坂井, 2005ほか)。しかし近年の研究によると、こうした整備は必ずしも国分寺の創建よりも遅れるものではなく、むしろ先行する事例があることが明らかとなってきた(大橋, 2011ほか)。明確な遺構は確認されていないが、東国の三河国や伊勢国などにおいて8世紀第2四半期にまでさかのぼる軒瓦が出土しているのである。このことはその国に派遣された国司の考え方や政治・経済状態にもよるが、当時の宮城中枢施設、すなわち平城宮朝堂院などで実施されていた政治的な儀礼・儀式を諸国に広めるだけでなく、地方においてもそれを行う施設(場)として、国庁の正殿などを荘厳な瓦葺きの礎石建物とし、その前面に広場(前庭)を設けることで、名実ともに律令制度の地方への浸透を目指したものと捉えられる。

こうしたなかで安芸国においては、8世紀第2四半期には古代山陽道の駅館などに同文異範の重圏文軒瓦と重廓文軒平瓦の組み合わせが広がっている。そして、続く国分寺の創建(750年頃)に際しては、平城宮・京の複弁蓮華文軒丸瓦01 A(6308 J)・01 B(6308 R)と重圏文軒丸瓦11の3型式に、新たに創出された均整唐草文軒平瓦01が組み合うのである。安芸への軒丸瓦6308 J・6308 Rの範型の導入については、これらの管理者と安芸国衛との関係を想定しなければならない<sup>14)</sup>。しかし、主要な堂塔に葺かれたものは大半が軒丸瓦01 A(6308 J)と軒平瓦01で、同範品や同文異範品はそれまでの重圏文軒丸瓦と重廓文軒平瓦に取って代わられたかたちで駅館などの再整備に利用されていく(図8)。またこのような状態からすると、未検出の安芸国庁も早くに瓦葺きの礎石建物に整備された可能性が高いと推測されよう。

ところが、これらの遺跡から出土した瓦の製作技法について、丸・平瓦を含めて観察すると、瓦当文様がこのように移り変わっていくにもかかわらず、技術的特徴は当初から一貫して続いており、しかも同様な瓦当文様や製作技法によって生産された製品は、国内の氏寺などからは一切出土していない。このため安芸国では、国衛が編成し管理運営する国衛工房のなかに造瓦機構が設けられ、そこに属する同一の造瓦工人(集団)らが必要な瓦を工房(瓦屋)で生産し、国庁や駅館などの官衙や国分寺に供給し続けていたと考えられ

るのである(妹尾, 2012)。

長門国における瓦生産と供給体制は、まさに安芸国で明らかとなった状況と類似したものと推定され、このように造瓦工人が希少な国々にあつては、国内から集められた諸税物を工房の財源や労働力にあてるといふ瓦の調達方法が最も有効であったと捉えたい。

### 【謝辞】

本稿の執筆にあたっては、石井龍彦、大橋泰夫、大庭康時、小田富士雄、木下博文、栗原和彦、齋部麻矢、杉原和恵、杉原敏之、須田勉、瀧本正志、西岡義貴、乗安和二、濱崎真二、古瀬清秀、宮田浩之、吉瀬勝康らの各氏、また脱稿後ではあるが、広島史学研究会2012年度大会考古学部会(平成24年10月28日、於広島大学)においてこの内容を口頭発表し、多くのご教示・ご指導を賜った。資料調査や文献検索などについては、九州歴史資料館、下関市教育委員会、下関市立考古博物館、広島大学大学院文学研究科考古学研究室、福岡市埋蔵文化財センター、防府市教育委員会、防府市文化財郷土資料館、山口県埋蔵文化財センターのご協力を得た。末筆ではあるが記して感謝したい。

### 【注】

- 1) 本稿で用いる軒瓦の類型番号のなかで、文献から引用したもの以外は軒丸・軒平瓦ともにローマ数字で表し、同文異範品がある場合はその後ろに大文字のアルファベットを付した。また、同範品で瓦当文様に彫り直しが認められるものについては小文字のアルファベットで順番を示した。
- 2) 史跡名称は、周防の場合は「周防鑄銭司跡」(昭和48年〔1973〕3月13日指定)だが、長門は「長門鑄銭所跡」(昭和4年〔1929〕12月17日指定)である。
- 3) 中房に並ぶ蓮子は、中心粒から外側に向かって数え、一重のものを「○+○」、二重のものを「○+○+○」で表記した。
- 4) 瓦の焼成状態のうち、本稿で述べる「須恵質」とは還元炎焼成、「土師質」とは酸化炎焼成の個体をいう。また「瓦質」は酸化炎焼成の際に多量の炭素が吸着したと考えられるもので、表裏両面はもちろん、断面も黒色もしくは灰黒色を呈しているものである。
- 5) 未発表資料。昭和34～35年(1959～60)頃に長門鑄銭所跡から出土。資料の観察については下関市教育委員会濱崎真二氏のご厚意による。
- 6) 275 A(老司I式軒丸瓦)、223 a(鴻臚館I式軒丸瓦)など軒瓦の名称については、九州歴史資料館の型式分類及び型式番号による(九州歴史資料館, 2002)。
- 7) 2012年6月11日に長門国府域軒丸瓦Ⅱ類(図2-4)と周

防国府域軒丸瓦 I A 類・I B 類 (図 4-1~4) を九州歴史資料館に持参し、大宰府政庁出土の鴻臚館 I 式軒丸瓦 223 a との現物照合を実施した結果による (この調査について前者は下関市教育委員会との共同調査として、また後者は防府市教育委員会の承諾を得て妹尾が借用して行った) 当日は小田富士雄氏に所蔵されている実測図や拓本などの関連資料を見せていただくとともに、多くのご教示・ご指導を賜った。

なお軒瓦の計測値は、乾燥や焼成によって大きく異なることから、ここでは大宰府政庁出土の鴻臚館 I 式軒丸瓦の計測値に基づいているが、福岡市教育委員会瀧本正志氏のご教示によると、鴻臚館 I 式軒丸瓦には 223 a とは別の范型 (223 新 - 中房径 / 内区径 = 50.9%) が存在し、さらなる型式の認定作業が必要であるという (瀧本, 1994・2012)。

- 8) 木村捷三郎は、包み込み技法を「接合式の一種で範を下に置き、それに瓦当部を作る粘土を押し込み、別に作っておいた平瓦を接合させる。この際、余土で平瓦頭部を包み込むようにして固定する方法である」と説いている (木村, 1980)。
- 9) 前田茶臼山遺跡は、山口県下関市前田一丁目 (火の山北東麓)、長門国府域からは南に約 3km 離れた関門海峡の東端 (早瀬瀬戸) を眼下に望む高台に位置する。江戸時代末に勃発した長州藩とイギリス・アメリカ・フランス・オランダの 4ヶ国連合艦隊との戦い (下関砲撃事件) において中心的役割を担った砲台の一つ、前田砲台が設置された場所だが、その下層において多量の古代瓦が出土する。
- 10) 長門南部地域においては、この他に下関市の秋根遺跡から奈良時代と考えられる瓦が出土している (下関市郷土の文化を守る会, 1977 ほか)。丸瓦と平瓦のみで軒瓦は出土していないが、平瓦の格子目タタキ痕などは長門国府域出土のものと同様で、時期的にも併行する可能性が高いものである。秋根遺跡の性格は官衙と推定されており、今後の調査に期待したい。
- 11) 三宅廃寺出土の老司 I 式軒丸瓦 275 A については、「接合される丸瓦は、粘土板巻き付けの行基式竹状模骨丸瓦である」と考えられている (齋部, 2010 ほか)。しかし、三宅廃寺では瓦溜からこの軒丸瓦 275 A と竹状模骨痕のある行基式丸瓦は出土しているが、双方が接合する資料はない。また遺構の性格からすると、この軒丸瓦と丸瓦はある時期には一緒に葺かれていた可能性も推測されるが、これによって同時に葺かれた (生産された) ものかどうかは証明できないといえよう (亀田, 1987; 花谷, 1995)。
- 12) 三宅廃寺出土の老司 I 式軒平瓦 560 A は、瓦当部の厚みを出すために同じ厚さの平瓦を 2 枚重ねて接合し、顎部を削り出したものであり、観世音寺のものとは製作技法が大きく異なる。
- 13) 史料が伝わる天平 8 年 (736) の「薩麻國正税帳」には、「春秋釋奠料稻玖拾貳束」として「先聖先師并四座料稻壹束陸把 [座別四把] 國司以下學生以上惣七十二人食稻壹拾肆束肆把 [人別二把] 脯參拾壹斤 直稻參拾壹束 [、別一斤] 鰯參拾陸斤 直稻參拾陸束 [、別一斤] 雜膳壹斗伍升直稻陸束 [、別二升五合] 雜菓子參斗 直稻參束 [、別一斗] 酒捌斗 [先聖先師座別二升國司以下人別一升]」(〔 〕内は割注) とある (竹内, 1962)。
- 14) 平城京から安芸国分寺への范型の移動については、須田勉氏のご教示による。

## 【文献】

- 浅香年木 (1971): 『日本古代手工業史の研究』法政大学出版局, 103-121.
- 石松好雄 (1993): 筑前国分寺軒瓦考. 坪井清足さんの古稀を祝う会編: 『論苑考古学』天山舎, 607-620.
- 石松好雄 (2003): 長門国府跡周辺遺跡群出土の大宰府系軒瓦. 研究紀要, 7, 下関市立考古博物館, 37-43.
- 稲垣晋也 (1970): 『飛鳥白鳳の古瓦』奈良国立博物館, 352-355.
- 井上 薫 (1966): 『奈良朝仏教史の研究』吉川弘文館, 301-316.
- 今泉隆雄 (1998): 『古代木簡の研究』吉川弘文館.
- 岩戸晶子・堀 大輔: (2009) 山村廃寺の法隆寺式軒瓦. 古代瓦研究, IV, 奈良文化財研究所, 42-48.
- 岩永省三 (2009): 老司式・鴻臚館式軒瓦出現の背景. 九州大学総合研究博物館研究報告, 7, 11-33.
- 上原真人 (1995): 畿内からみた豊前の古瓦一類面施文軒平瓦に関する予察一. 古文化談叢, 34, 九州古文化研究会, 78-90.
- 上原真人 (1998): 瓦の紋様の系譜論についての問題点. 高麗寺一渡来文化の謎にせまる! (第 2 回山城町歴史シンポジウム), 山城町・山城町教育委員会, 31-36.
- 大橋泰夫 (2009): 国郡制と地方官衙の成立. 古代地方行政単位の成立と在地社会, 奈良文化財研究所.
- 大橋泰夫 (2011): 古代国府の成立をめぐる研究. 古代文化, 63-3, 古代学協会, 63-73.
- 大庭康時 (2005): 特論 鴻臚館. 上原真人・白石太一郎・吉川真司・吉村武彦編: 『列島の古代史』4, 岩波書店, 299-310.
- 岡本東三 (1976): 東大寺式軒瓦について—造東大寺司を背景として—. 古代研究, 9, 元興寺仏教民俗資料研究所, 1-22.
- 小田富士雄 (1977): 『九州考古学研究』歴史時代編, 小田富士雄著作集 1, 学生社, 311-327.
- 小田富士雄 (1999): 西海道国分寺の建立と屋瓦. 『瓦歴 (か

- わらのれきし』平成11年度特別展示図録，始良町歴史民俗資料館，30-38.
- 梶原義美(2000)：国分寺造営期の瓦供給体制—西海道諸国の例から—。考古学雑誌，86-1，日本考古学会，27-62.
- 亀田修一(1987)：豊前の古代寺院跡。『東アジアの考古と歴史』下，岡崎敬先生退官記念論集，同朋舎出版，453-488.
- 亀田修一(1990)：瓦から見た国分寺の造営—中国・四国地域—。考古学ジャーナル，318，ニューサイエンス社，8-16.
- 亀田修一(1994)：瓦から見た畿内と朝鮮半島。荒木敏夫編：『古代王國と交流』5，名著出版，173-205.
- 亀田修一(2004)：集成図—瓦。山口県編：『山口県史』(資料編)考古，2，690-704.
- 木村捷三郎(1980)：『坂東善平収蔵品目録』京都市埋蔵文化財研究所.
- 九州歴史資料館(1981)：『九州古瓦図録』柏書房，40-41・194.
- 九州歴史資料館(2002)：『大宰府政庁跡』.
- 九州歴史資料館(2007)：『観世音寺—遺物編1—』.
- 北九州市立歴史博物館(1975)：『図録 新羅の古瓦磚』，48，40-51.
- 栗原和彦(1999)：大宰府出土の9・10世紀の平瓦。『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会，447-457.
- 齋部麻矢(2010)：九州における老司式軒瓦の展開。古代瓦研究，V，奈良文化財研究所，335-347.
- 坂井秀弥(2005)：国府と郡衙—地方官衙遺跡からみた実像。上原真人・白石太一郎・吉川真司・吉村武彦編：『列島の古代史』3，岩波書店，79-116.
- 佐竹 昭(2003)：安芸国分寺跡出土の木簡・墨書土器をめぐって。『日本語言与文化』孫宗光先生喜寿記念論文集，北京大学出版社，381-399.
- 佐竹 昭(2011)：国分寺と国師。須田 勉・佐藤 信編：『国分寺の創建』思想・制度編，吉川弘文館，53-73.
- 佐藤寛介(2009)：美作・伯耆の法隆寺式軒瓦。古代瓦研究，IV，奈良文化財研究所，107-115.
- 三友国五郎(1938)：長門国分寺。角田文衛編：『国分寺の研究』下巻，考古学研究会，1261-1284.
- 下関市教育委員会(1977)：『長門国府—長門国府周辺遺跡調査報告—』.
- 下関市教育委員会(1978)：『長門国府—長門国府周辺遺跡調査報告II—』.
- 下関市教育委員会(1982)：『長門国分寺—長門国府周辺遺跡発掘調査報告V—』.
- 下関市教育委員会(2001)：『長門国府跡—長門国府跡周辺遺跡群第14次発掘調査—』.
- 下関市教育委員会(2003)：『長門国府跡—長門国府跡周辺遺跡群第9次発掘調査—』.
- 下関市教育委員会(2011)：『下関市埋蔵文化財年報—平成20(2008)年度の記録—』3.
- 下関市郷土の文化を守る会(1977)：『秋根遺跡』下関市教育委員会.
- 神鋼興産株式会社・下関市教育委員会(1988)：『長門国分寺—長門国府周辺遺跡発掘調査報告VI—』.
- 妹尾周三(1998)：備後南部地域の「藤原宮式」軒瓦について。文化財論究，1，東広島市教育文化振興事業団，27-52.
- 妹尾周三(2012)：国分寺の創建瓦と造瓦体制—安芸国分寺の創建金堂にみる瓦生産と国衙工房。日本考古学協会編：日本考古学，33，吉川弘文館，71-93.
- 高橋 章(1983)：鴻臚館系瓦の様相。『九州歴史資料館開館10周年記念大宰府古文化論叢』下巻，吉川弘文館，333-362.
- 高橋美久二(1982)：古代の山陽道。『考古学論考』小林行雄博士古稀記念論文集，平凡社，551-578.
- 高橋美久二(1991)：山陽道古瓦の系譜。角田文衛編：『新修国分寺の研究』4(山陰道と山陽道)吉川弘文館，339-380.
- 瀧本正志(1994)：鴻臚館式軒丸瓦について。福岡市教育委員会編：『鴻臚館跡—平成4年度発掘調査概要報告—』4，43-48.
- 瀧本正志(2012)：鴻臚館周辺の鴻臚館式軒瓦。8世紀の瓦づくり，I，奈良文化財研究所，129-149.
- 竹内理三(1962)：『寧楽遺文』上，東京堂出版，277.
- 田村圓澄・小田富士雄(1970)：観世音寺と国分寺。鏡山 猛・田村圓澄編：『古代の日本』3(九州)角川書店，242-256.
- 角田文衛(1996)：『新修 国分寺の研究』6，総括，吉川弘文館，1-57.
- 中原周一(2004)：長門国府の構造と形態。『福岡大学考古学論集』小田富士雄先生退職記念事業会，595-610.
- 中野孝之(1975)：山口県出土の古瓦—白鳳・奈良時代の軒瓦について—。山口県地方史研究，33，山口県地方史学会，24-37.
- 中村和博(2008)：筑前国分寺における瓦の生産体制。九州考古学，83，九州考古学会，1-22.
- 奈良国立文化財研究所・奈良市教育委員会(1996)：『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧』.
- 橋本市教育委員会(1977)：『神野々廃寺跡発掘調査報告』.
- 蓮本和博(1995)：讃岐における白鳳寺院出土の瓦の研究—開法寺跡出土の軒瓦に関して—。香川県自然科学館研究報告，17，香川県自然科学博物館，23-34.
- 花谷 浩(1995)：丸瓦作りの一工夫—畿内における竹状模骨丸瓦の様相—。『文化財論叢』II，奈良国立文化財研究所

創立 40 周年記念論文集, 同朋舎出版, 225-247.  
 福尾猛市郎 (1951): 『山口県文化史』 通史篇, 山口県, 130.  
 福岡市教育委員会 (1979): 『三宅廃寺発掘調査報告書』.  
 藤岡孝司・妹尾周三 (2011): 安芸国分寺, 須田 勉・佐藤  
 信編: 『国分寺の創建』 思想・制度編, 吉川弘文館, 71-  
 93.  
 防府市教育委員会 (2002): 『平成 12 年度防府市内遺跡発掘調  
 査概要』.  
 防府市教育委員会 (2005): 『平成 15 年度防府市内遺跡発掘調  
 査概要』.  
 防府市教育委員会 (2006): 『平成 16 年度防府市内遺跡発掘調  
 査概要』.  
 三坂圭治 (1933): 『周防国府の研究』 積文館.  
 水島稔夫 (1997): 山陽道 長門. 角田文衛編: 『新修 国分  
 寺の研究』 7, 補遺, 吉川弘文館, 596-665.

湊 哲夫・亀田修一 (2006): 『吉備の古代寺院』 吉備人出版,  
 160-168.  
 山口県教育委員会 (2003): 『前田茶白山遺跡—平成 11~14 年  
 度重要遺跡確認緊急調査報告書—』.  
 弥永貞三 (1988): 『日本古代の政治と史料』, 高科書店.  
 山本敏史 (1994): 『古代地方官衙遺跡の研究』 塙書房.  
 山本忠尚 (1996): 『日本の美術 3 (唐草文)』 358, 至文堂, 55  
 (第 71 図).  
 和歌山県教育委員会 (1986): 『上野廃寺跡発掘調査報告書』.

#### 【挿図出典】

図 3-10, 図 6-1: 石松, 2003

(上記の挿図を一部改編, 他は筆者作成)

(2012 年 8 月 31 日受付)

(2012 年 11 月 22 日受理)